256.1
164

國民學校制度ニ關スル解說

文部省普通學務局編

0042660000

0042660-000

２５６．１－１６４

国民学校制度ニ関スル解説

文部省普通学務局・編

文部省普通学務局

昭和１７

AHD

50
1

文部省普通學務局編纂

國民學校制度ニ關スル解說

文部省
17.6.1
(普及出版)

目次

學校令施行規則制定ノ要旨(文部省訓令)……一頁
六、國民學校の實業科……六
七、教科と科目の目的……六
八、國民教育の方法の刷新……六
國民學校の學籍簿に就いて……一
一、學籍簿の取扱方に關する件通牒……一二
二、學籍簿の取扱方に就いての解說……一六
附……一七
……二三
……二四
……二九
……三〇
……三〇
……三五

一、國民學校令……四三
二、國民學校令施行規則……五四

○國民學校令竝ニ國民學校令施行規則制定ノ要旨

北海道廳　府縣

以テ國民學校令公布セラレ文部省令第四號ヲ以テ國民學校令施行規則ヲ公布セリ

ハ明治ノ初年以來年ト共ニ發達シテ今日ニ至リ國運ノ隆昌、文化ノ發展ニ多大ノ貢獻ヲ爲

ノ進展極メテ著シキモノアルノミナラズ特ニ現下未曾有ノ世局ニ際會シ庶政ヲ一新シテ國家

ノ秋ニ當リ教育ノ內容及制度ヲ檢討シテ其ノ體制ヲ新ナラシメ國本ヲ不拔ニ培フハ蓋シ喫緊

カラズ是ニ於テ思ヲ深ク我ガ國教學ノ本義ニ致スト共ニ東亞及世界ニ於ケル皇國ノ歷史的

使命ニ鑑ミテ我ガ國獨自ノ教育體制ヲ確立センコトヲ期シ玆ニ國民全體ニ對スル基礎教育ヲ擴充整備シテ名實共ニ

國民教育ノ面目ヲ一新シ克ク皇國ノ負荷ニ任ズベキ國民ノ基礎的錬成ヲ完ウシ將來ニ於ケル學制ノ根柢タラシメン

トス是レ今般國民學校令竝ニ國民學校令施行規則ノ制定公布ヲ見ルニ至リタル所以ナリ今其ノ改正ノ要旨竝ニ施行

上特ニ注意スベキ事項ノ大要ヲ示シ事ニ當ル者ヲシテ齊シク新制ノ精神ヲ識得セシムルト共ニ愈々淬礪ノ誠ヲ輸シ

勇行實踐以テ教育奉公ノ一途ニ邁往セシメンコトヲ冀求ス

一、皇國民ノ錬成ヲ主眼トシクルコト

我ガ國ノ教育ハ教育ニ關スル勅語ノ聖旨ヲ奉體シ皇國ノ道ニ則リテ國民ヲ錬成シ皇運ヲ無窮ニ扶翼シ奉ルヲ以テ本

國民學校令竝ニ國民學校令施行規則制定ノ要旨

256·1
164

義トス明治以後ノ教育亦此ニ基礎ヲ置クト雖モ内外情勢ノ推移ニ伴ヒ時弊ノ影響スルトコロ動モスレバ其ノ徹底ニ於テ未ダ十全ナラザルモノアルノミナラズ甚シキハ單ナル個人ノ發展完成ヲ以テ教育目的トセルモノ無キニ非ズ之等ノ實情ニ鑑ミ國民學校制ニ在リテハ特ニ我ガ國教育ノ本義ノ徹底ヲ期シ克ク大國民タル資質ヲ啓培シテ忠良ナル皇國臣民ノ錬成ヲ主眼トスベキコトヲ明確ニセリ宜シク今次ノ改正ハ國民的世界觀ノ確立徹底ヲ圖ラントセラレタルモノナルコトヲ諦觀スベシ

二、知徳相即心身一體ノ修錬道場タルベキコト

惟フニ教育ハ知ト行、精神ト身體トヲ不離一體トシテ皇國ノ道ヲ行ズルモノナラザルベカラズ徒ラニ抽象的知識ノ注入ニ陥シテ全人的陶冶ノ根柢ニ培フヲ忘レ知徳相即心身一體ノ錬磨ヲ怠ルガ如キハ我ガ國教育ノ本旨トスル所ニ非ズ國民學校ニ在リテハ兒童心身發達ノ程度ニ應ジ國民生活ニ即シテ其ノ教育ヲ具體的ナラシメ皇國ノ道ノ實踐ヲ通ジテ全一的ナル國民的性格ヲ陶冶シ知徳相即心身一體ノ修練ニ依リ創造的實踐的ナル皇國民ヲ錬成センコトヲ期シタリ

三、全一的統合ノ下ニ新ニ教科ヲ立テタルコト

從來教育ノ實際ニ於テハ動モスレバ全一的統合ヲ缺クノ憾ナシトセザリシモ斯クテハ國民的性格ノ統一的發展ハ得テ望ムベカラズ依ツテ國民學校ニ於テハ新ニ皇國臣民ニ必須ナル陶冶ノ分野ニ從ツテ教育内容ヲ初等科ニ在リテハ四教科、高等科ニ在リテハ五教科トシ更ニ之ヲ科目ニ分ツト雖モ之等ヲ全體トシテ相關聯セシメ國民錬成ノ目的ニ統合歸一セシムルコトトセリ而シテ獨リ教科ノミナラズ教科課程外ノ儀式行事等モ併セ一體トシ學校生活

ヲ擧ゲテ國民錬成ノ實ヲ收メンコトヲ期シタリ

四、教科用圖書ニ根本的刷新ヲ加ヘタルコト

國民學校制ノ確立ト共ニ其ノ教科用圖書ノ編纂ニモ根本的刷新ヲ加フルコトトセリ即チ國民學校ノ目的タル皇國民ノ錬成ニ適切ナル教材ノ選擇ニ力ムルハ勿論特ニ之等ヲ兒童心身ノ發達段階ニ適應シテ按排スルト共ニ教材相互間ノ連絡ヲ緊密ナラシメ之ニ依ツテ教科統合ノ趣旨ヲ具體化スルコトニ最モ意ヲ致シ以テ國民學校教育ノ本旨ノ達成ヲ期シタリ

五、義務教育年限ヲ延長シテ八年トシタルコト

義務教育年限ノ延長ハ我ガ國教育上多年ノ懸案ナリシガ現下非常ノ時局ニ際シテ之ガ實現ヲ見ルニ至リシハ之ニ依リ國民學校ノ教育ヲシテ國力伸張ノ根基タルノ實ヲ擧ゲシムルト共ニ青年前期ノ段階ニ入リタル兒童ニ對シテハソノ將來ノ生活ニ對應スベキ教育ヲ施シ八年ヲ通ジテ一貫セル教育ニ依リ克ク皇國民トシテノ負荷ニ堪フベキ資質ヲ養ハシメントスルモノニシテ國運發展上極メテ重要ナル意義アリト謂ハザルベカラズ固ヨリ之ガ實施ハ財政其ノ他ノ事情ヲ考慮シ昭和十九年度ヲ期シテ實行スルモノナレドモ今ニシテ充分ナル用意ヲ竭シ以テ我國教育上劃期的ナル一大改革ノ眞價ヲ發揚スルニ萬遺憾ナキヲ期スベシ

六、國民學校ノ課程ヲ初等科及高等科ニ分チタルコト

國民學校ノ課程ヲ初等科及高等科ニ分チタル所以ハ兒童心身發達ノ狀態、中等學校トノ聯絡及兒童將來ノ生活ニ關スル教育的考慮ニ依ルニ外ナラズ從ツテ兩科ノ課程ヲ通ジテ一貫セル教育ヲ施サントスルハ言ヲ俟タズト雖モ

國民學校令竝ニ國民學校令施行規則制定ノ要旨

初等科ニ在リテハ主トシテ國民一般ニ必須ナル基礎的錬成ヲ爲シ高等科ニ在リテハ更ニ其ノ程度ヲ進メテ之ガ徹底ヲ期スルト共ニ國民生活ニ須要ナル實務的陶冶ヲ施スコトトセリ尚高等科ヲ修了シタル者ノ爲ニ修業年限一年ノ特修科ヲ置クコトヲ得シメタルハ土地ノ事情ニ應ジテ適切ナル教育ヲ施スト共ニ國民學校ノ教科ヲ補習セシメンガ爲ナリ

七、就學義務ノ徹底ヲ圖リタルコト

我ガ國學制ノ根本精神ニ則リ邑ニ不學ノ戸ナク家ニ不學ノ人ナカラシメンコトヲ期シ保護者ノ貧困ノ事由ニ依ル兒童就學義務ノ免除又ハ猶豫ヲ爲シ得ルノ制度ヲ廢スルト共ニ一面ニ於テ心身ニ異狀アル者ノ就學ノ爲特別ノ養護施設ヲ講ズルコトヲ得シメ又國民學校ノ國家的施設タルニ鑑ミ從來家庭ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシメ得タルノ途ヲ廢シタリ畢竟國民學校ノ實施ヲ契機トシテ就學義務ノ徹底ヲ期シ全國民ニ對シ皇國ノ道ヲ修練セシムルノ目的ヲ全カラシムル趣旨ニ外ナラズ

八、國民學校職員ノ組織待遇ヲ改善シタルコト

國民學校ノ職員中新ニ教頭ヲ置クノ制ヲ定メ學校長及教頭ハ訓導ヨリ之ヲ補スルコトトセリ蓋シ國民學校ニ在リテハ多面的ナル教育ノ內容及施設ヲ全一的ニ統合スル必要一層切ナルモノアリ特ニ學級數多キ學校ニアツテ其ノ圓滑ヲ期シ且ツ多數職員ノ監督ヲ强化スルタメ學校長ヲ輔佐シテ克ク校務ノ統整ニ當ラシムルノ要アリコレ教頭ノ制ヲ定メタル所以ナリ而シテ學校長タル訓導ヲ奏任待遇ト爲シ得ルノミナラズ教頭タル訓導モ亦奏任待遇ト爲シ得ルコトトセリ又最近學校ニ於ケル衛生養護ノ事務ノ重要ト其ノ繁劇ナルトニ鑑ミ新ニ養護訓導ヲ置クコトヲ得ルノ制ヲ定メタリ職員ヲシテ克ク敍上ノ趣旨ヲ了得シ其ノ職責ヲ竭スニ遺憾ナカラシムルヲ期スベシ

以上國民學校令及國民學校令施行規則制定ノ要旨並ニ其ノ實施上注意スベキ要項ニ就キ擧示スルトコロアリ而モ教育ノ事タル教師其ノ人ヲ得ルニ非ザレバ其ノ實效ハ得テ望ムベカラズ國民基礎教育義務制ノ刷新整備モ要ハ教師ニ有爲ナル人材ヲ得テ始メテ可能ナリト謂フベシ卽チ教育者タルモノハ克クソノ職責ノ重キニ顧ミテ各自日新ノ修養研鑽ヲ積ミ眞ニ教育報國ノ至誠ヲ竭スベク又教育行政ノ事ニ當ル者ハ人事ノ公正、人才ノ簡拔ニ最モ意ヲ用ヒテ普ク教育者尊重ノ風尙ヲ作興シ教育者ヲシテ眞ニ天職ヲ自覺セシメ固キ信念ヲ得シムルニ最善ヲ致サザルベカラズコレ教育ノ根源タル師道ノ昂揚ヲ圖ル要諦ト謂フベシ

地方長官ハ敍上ノ趣旨ヲ體シ國民學校ノ目的ヲ達成シ以テ國家ノ期待スル成果ヲ擧グルニ遺憾ナカランコトヲ期スベシ

昭和十六年三月二十九日

文部大臣　橋田　邦彥

國民學校令並ニ國民學校令施行規則制定ノ要旨

○國民學校制度の解說

一、國民學校制の根本趣旨

國民學校制の根本精神は、國體明徴に基づく我が國獨自の教育制度の確立にあるのであつて、具體的には國民全般に對する基礎教育を擴充整備して國運進展の根基を培養するため義務教育年限六年を八年とし、他面皇國の道に則つて教育の內容を整備組織し教育の全般に亙つて皇國の道を修練せしめ、國民精神の昂揚に務め知德、心身を一體として國民を錬成し以て內に國力を充實し、外に八紘爲宇の肇國の精神を顯現すべき次代の大國民を育成しようといふ點にあるのである。（令第一條、則第一條參照）

二、教育制度上の改革

第一に、制度上から小學校が如何に改正されたのであらうか。まづ改正された要項を擧げると

一、小學校を國民學校と改稱したること

一、國民學校の修業年限を八年としこれを義務教育としたること

一、國民學校の課程を初等科及び高等科に分ち、その修業年限を初等科六年、高等科二年としたること

但し土地の事情により初等科又は高等科のみを置くことを得ること

一、國民學校に特修科を置くことを得ることにしてその修業年限を一年としたること

などである。（令第二條、第三條、第五條、第八條參照）

制度上からは第一に、小學校が「國民學校」と改稱されたのである。明治五年學制が頒布されてから約七十年使ひ慣れて來た小學或ひは小學校といふ名稱が新制においては國民學校と改稱された。なぜ「小學校」が「國民學校」に改められたかと言へば、國民學校で行はれるべき教育が國民全般に漏れなく與へられる教育であることを明にすると共に、今回の改正に依り我が國固有の教育の方針と內容とが確定せられた機會に名實共に國民教育の面目を一新せんことを期したのである。

要するに小學校が國民學校と改稱されて、初等普通教育が國家の後繼者を育成するために國民全體を基礎的に錬成する教育であることが明確となつたのである。

第二の大きな改革は國民學校の修業年限が八年となりこれが義務教育となつたことである。尤も義務年限の延長は昭和十九年度から實施するのであるが、さうなると保護者はその兒童を滿六歲から滿十四歲まで卽ち從來より二箇年長く國民學校に就學せしめる義務を負ふことになるのである。

小學校令に依る六箇年義務制は明治三十七、八年戰役後の躍進日本の情勢に應ずるために當時の四箇年義務制を明治四十年に至り六箇年に改正したもので爾來三十餘年施行されて來たものである。義務教育年限延長のことは從來しばしば論議され、その實現の要望は朝野の輿論であつたが今回それが斷行されることになつたのである。

僅か二箇年の延長であるが國民全般に關する問題であつて極めて重大な意味を持つ劃期的大改正といふべきである

から延長の理由の主なものについて説明することにする。

理由の一は、國家的に見て青年前期における教育の重要性から見たものである。

兒童が國民學校初等科を修了する十三、四歳の時代は兒童期から青年期への過渡期、いはゆる青年前期に當るので もつて、この時代に於ける兒童の環境や指導教養の如何は兒童の心身の上に一生涯を左右するほどの重大な影響を及ぼすものであるから、この時期の兒童を充實した教育的施設の下に置き適當な指導、規律ある養護、訓練を施して國民の保健、德性の涵養、智的水準の向上を圖り以て國家の進展特に國防能力の增進と產業の振興とに寄與することは現下わが國內外の情勢より喫緊の要務である。

理由の二は、國民教育の內容を根本的に改善するためには六年の義務教育では不足であつて、是非共これを八年に延長しなければならないのである。

初等國民教育の內容を根本的に改善し、一面において國運進展に伴つて、教材の充實を圖るとともに他面いはゆる知育偏重、人格教育の不徹底等の弊害を除去することは目下の急務である。しかしこのやうな從來の教育上の缺陷を根本的に是正することは、小學校制度の義務制六年の課程では到底不可能である。そこで義務教育の年限延長は教育の內容の刷新改善の必須不可缺の前提であると言はなければならない。

義務教育の八年制は國民學校制實施と同時に卽ち昭和十六年度から直ちに實施することが望ましいが、新制による設備の充實や財政上の都合などによつて、昭和十九年三月に國民學校初等科を修了する兒童から八年制の教育義務となるのである。從つて青年學校の普通科は昭和十九年度にその第一學年、昭和二十年度に第二學年が廢止されることとなる。

國民教育の觀點からみると女子は國民學校の義務教育が八年、男子は更に青年學校の義務教育が四年乃至五年加はるので青少年は滿六歳から滿十九歳まで義務的に教育的環境におかれることになるのである。

前述のやうに國民學校の修業年限は八年となりこれが義務となるが兒童の十三、四歳頃は心身發達上一時期を劃しその後はいはゆる青年前期の段階に入るのであるから、この時期を以て國民學校の課程を初等科と高等科に分ちその修業年限を初等科六年、高等科二年とすることとなつたのである。

從つて國民學校は原則として初等科と高等科を有すべきであるが、土地の情況により初等科または高等科だけを置くことが出來ることにしたのである。

國民學校には初等科と高等科を置くのが本體であつてこれを國民學校と稱するとすれば、初等科または高等科だけを置く學校は何と呼ぶか。これは昭和十六年四月一日から全國の小學校の看板を書き換へる時に早速問題となつたことであるが、初等科だけ又は高等科だけを置く學校も兩科を置く學校と等しく國民學校と稱することとしたのである。

國民學校の修業年限が初等科六年、高等科二年となり、しかもこの八年を義務制としたことに依つて、國民學校から中等學校への連絡はどうなるかといふ疑問が起るであらうが、これは形式上小學校の時と何等變るところはないのである。卽ち國民學校初等科第六學年修了者が中等學校に入學する資格を得ることとなるのである。

しかしながら國民學校の初等科と高等科の區分と同じやうに、初等科第六學年修了者から中等學校に連絡するとし

ても小學校制度との間には性質上異るところがあるのである。この點を注意しなければならない。小學校制度においては、中等學校へは義務教育の修了者が入學してゐたのであるが、新制國民學校では義務教育年限中の者が義務履行の中途で中等學校に入學することになるのであるから、そこで義務を履行しなければならないのである。換言すれば國民學校において原則的に履行すべき就學義務をこれに代るべき中等學校において履行する事になるのである。勿論中等學校ではこの國民學校高等科に年齢上相應する第一、二學年の教育だけを取り出して考へるのは適當ではないが、少くともこの二學年は國民學校義務教育の履行中であることを十分考慮しなければならない。

従つて若し家事上の都合その他の理由によつて中等學校を中途退學するとすれば、年齢滿十五歳に達しない中は必ず國民學校高等科に入學しなければならないのである。（令第八條）この點も小學校制度と著るしく異る點である。勿論男子に於ては滿十五歳を過ぎても滿十九歳に達するまでは中途退學者は青年學校の義務は有してゐるのである。

前に述べたやうに國民學校が八年の義務制となる以上、現在の青年學校普通科は國民學校八年義務制の實施される昭和十九年度から廢止されることになるのであつて、國民學校卒業者の男子は必ず青年學校本科に入學してこの義務を履行しなければならない。しかし小學校制度に於て極く僅かではあるが高等小學校の第三學年が置かれてあつたがこれに代るべきものとして國民學校に高等科修了者を入學資格とし、修業年限一年の特修科を置くことにしたのである。特修科は勿論義務制ではないが青年學校本科一年の義務は之に依つて果されることにしたのである。従つて特修科修了者は青年學校本科二年に入學し得ることとした。後に述べるやうに、國民學校高等科の課程は實業科の設置に

よつて土地の事情に適合するやうに編制されてゐるが、特修科はなほ一層土地の事情に即應する教育を行はうとするのであつて普通教育と職業教育の中間の教育を行はうとするものである。

小學校制度に於ては、尋常小學校にも高等小學校にも補習科が設置されてゐたが、國民學校制度實施と共に之は全部廢止することにしたのである。

三、教育内容上の改革

以上は國民學校制の制度上の改正について述べたのであるが、次にその基礎をなす教育の内容と方法の改正については前に述べたやうに從來の教育がやゝもすれば自由主義的、個人主義的思想の根柢に立つてをり、知的抽象的に墮する弊があつたのを根本的に改正し、わが國本來の姿を基とし世界の趨勢に鑑みて眞の日本精神に徹した教育の實現が企圖されてゐるのである。

換言すれば今回の改正は

第一に、わが國體に淵源せる教育の精神を徹底し、皇國の道、即ち教育に關する勅語に昭示し給へる臣道の修練を旨として國民を錬成することを期して國民教育の方向と歸趨とを明らかにし

第二に從來やゝもすれば全體的統一を缺き全一的な具體的人格の育成から離れ勝ちであつたので、新たな觀念の下に教科を設けて教育内容を整備組織し教育の徹底を圖り、國民精神の昂揚と國民的自覺の喚起、知識技能の啓培、體位の向上を圖り、産業や國防の根基を培養して國力の充實を圖り、外に八紘爲宇の肇國の大精神を顯現すべき次代の

大國民の育成を目指してゐるのである。

第三に、教育方法に關していへば教育を具體的實際的ならしめるため知識の徹底を期するとともに、實踐を重んじいはゆる知行合一、心身一體としての國民の錬成を意圖し、學ぶところ總てを國民としての力とし、學校を擧げて國民錬成の道場としようと期したのである。

改正の要點を列擧すれば次の如くである。

一、國民教育の目的、指導理念の確立

二、國民教育上の教科の觀念の確立

三、國民教育の方法の刷新

以上が國民學校制において意圖されてゐる教育の目的と内容と方法に關する改正の要點であり眼目である。これから順次これらについて述べることにする。

四、國民學校教育の本旨

從來でもわが國の教育の目的は「教育ニ關スル勅語」に昭示し給へる聖旨を奉體して忠良なる日本國民を育成するに在つたのであつて、この點小學校と國民學校に何等根本的の變革はないのであるが、從來とかくこの日本國民育成といふ自覺が不十分であつたし、またその精神の表現的規定の點においても不備の點が無いでもなかつたので國民學校制では國民學校教育の本旨が

國民學校ハ皇國ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的錬成ヲ爲スヲ以テ目的トス（令第一條）

と明確に規定されたのである。

これは國民學校の教育精神と、内容と、方法を表はすものであり、教育改革の指導理念を示すもので最も重要なものであるから次にやゝ詳しく説明することとする。

第一「皇國ノ道ニ則リテ」教育を行ふことは國民學校に於ける教育の全般を貫く最高の原則であつて、國民學校はこの原則に從つて教育を行はなければならない。

こゝに國民學校の教育が則らるべき「皇國ノ道」とは、「教育ニ關スル勅語」に昭示し給へる「斯ノ道」を指すのである。

勅語には先づ最初に

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵原亦實ニ此ニ存ス

と仰せられてあるが、この一段は我が國體の精華を明らかにし給うて我が國の教育の基づくべきところを御示しになつたのである。

續いて勅語には

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ

皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

と仰せられてゐる。この一段は臣民の心得を御示しになつたもので、親しく爾臣民と御呼びかけになつて我等日本臣民の日夕實踐躬行すべき道の大綱を御示しになつてゐる。

なほ勅語には

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ倶ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト倶ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

と仰せられてゐるのである。

從つて「斯ノ道」は以上御示しになつた國體の精華と臣民の守るべき道との全體を指すのであり、我々臣民としては「父母ニ孝ニ」以下「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と示し給へるを臣民の道と解すべきであり、特に肇國の精神を奉體して皇運を扶翼し奉る精神とその實踐とが中核をなすのであつて、「皇國ノ道」とは端的にいへば皇運扶翼の道と解すべきである。

この國民學校教育の大原則から

教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シテ教育ノ全般ニ亙リ皇國ノ道ヲ修練セシメ特ニ國體ニ對スル信念ヲ深カラシムベシ（則第一條ノ一）

といふ國民學校の教育上留意すべき事項の第一が演繹されるのである。

こゝに「皇國ノ道ヲ修練」といふのは皇國の道を單に知識的に把握せしめるだけでなく、皇國の道を體得し實踐するまでに至らしめること、即ち知識と實行、精神と身體とを一體たらしめることを意味するのである。皇國の道の修練とは一言に臣道實踐の教育を指すのである。

しかして教育の全般に亙つて皇國の道を修練せしめるといふのであるから、それは國民學校教育の精神も内容も方法も施設も一切を包含してゐるのであるが、その中でも特に核心をなしてゐることは萬邦無比の我が國體に對する信念を强固にすることである。皇運を扶翼し奉る大精神も義勇奉公の至情も皆皇國の道の修練とこれによつて體得された國體に對する强固な信念とが基礎となつてそこから由來するものである。

第二に、「初等普通教育ヲ施シ」とあるのはこれは國民學校教育の内容を示すもので「普通教育」とは國民全般に共通な從つて平易な教育の意味で、この教育の上に他の一切の教育が行はれ、この教育によつて國民的人格の基礎が築かれ皇運扶翼の道を行ふべき基礎的の知識と技能と情操が育成されるのである。なほこの教育あるが故に國民は相互に理會し合ひまた一致團結をもなし得るのであつて、かくて萬民輔翼の基礎が築かれるのである。

次に、「初等」といふ文字を冠して、國民學校の教育が普通教育を施すにしても、その初等の部分、基礎的の部分を施すことを明示した。從つて初等普通教育は普通教育の程度を意味するのである。

以上普通教育を形式上説明したが、次に普通教育の内容を更に具體的に展開すればその一は、（一）國民生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ體得セシメ、（二）情操ヲ醇化シ、（三）健全ナル心身ノ育成ニ力ムルコトである。（則第一條ノ二）

こゝにまづ「必須ナル」といふのは、國民生活上不可缺の、しかし最少限度の意味であつて、その最少限度の標準は、國力の現情、國民文化の程度によつて具體的に自ら定められるべきものであつて、かつては修業年限四年を以て授

けられる内容が最少限度であつたのであるが、それが國力と文化の發展に伴つて六箇年を必要とするに至り更にまた八箇年に延長しなければならなくなつたのである。躍進日本の現狀竝びに將來の要求に即應する國民教育を施すためには八箇年を必要とするのである。こゝにも義務教育年限延長の一つの理由があるのである。

普通教育の內容の二は

我ガ國文化ノ特質ヲ明ナラシムルト共ニ東亞及世界ノ大勢ニ付テ知ラシメ皇國ノ地位ト使命トノ自覺ニ導キ大國民タルノ資質ヲ啓培スルニ力ムルコト（則第一條ノ二）

である。

國民教育の任務として重要なことはわが國文化の特質、特にわが國の文化が肇國の大精神に基づき明き、清き、直き、誠の心の國民性を根幹として形成されたもので、他に類例のない獨特の文化であつて包容性、綜合性、發展性等の特質を持つてゐることをよく理解させることである。

これと同時に國民教育は東亞及び世界の大勢について知らしめ、特に各教科を通じて産業、國防、海洋等に關する認識を深め、かくして皇國の世界的地位と使命とを自覺させ八紘一宇の肇國の大精神を體得し發展的な大國民の氣宇と資質との涵養に力むべきである。

第三に、「錬成」とは國民學校教育の方法を指すもので、これは錬磨育成の意である。錬成とは兒童の陶冶性を出發點として皇國の道に則り兒童の內面よりの力の限り即ち全能力を正しい目標に集中せしめて錬磨し、國民的性格を育成することである。

兒童の全能力の錬磨であるから詰込み主義や機械的強制でもなく、また半解の知識の習得ではない。又國民的に育成するのであるから兒童本位の教育や自由主義的個人主義的の教育ではないのである。

また「基礎的」とは錬成の程度を指すものであつて、國民學校の教育はそれ自身完成教育でありながら同時に將來の教育の基礎であり生涯持續さるべき自己修養の根幹である。

しかして國民學校に於ける普通教育も基礎的錬成も皇國の道に則つて行はるべきである。

要するに國民學校教育の本旨は、教育に關する勅語に昭示し給へる臣民の守るべき道に則つて國民生活に必須なる普通の知識技能を體得せしめ、國民的情操を醇化し、健全なる身體を育成して國體に對する信念を深化せしめ皇運を扶翼し奉る國民の基礎的錬成をなすにあるのである。

五、教科の再編成

國民學校の本旨とする皇國の道に則る國民の基礎的錬成は教科を通してその教育によつてこれを行はなければならない。

國民學校制においては國民學校教育の本旨、皇運を扶翼し奉るべき國民の基礎的錬成の立場から小學校の教科が根本的に再編成されることになつたのである。これが國民學校制の教育內容上の改正の具體的根幹をなすものである。

說明の便宜上再編成によつて新たに設けられた國民學校の教科とそれに包括される科目を先づ表記して、次に如何なる觀點から如何なる原理に基づいて教材が立てられたかを說明することとする。（令第四條參照）

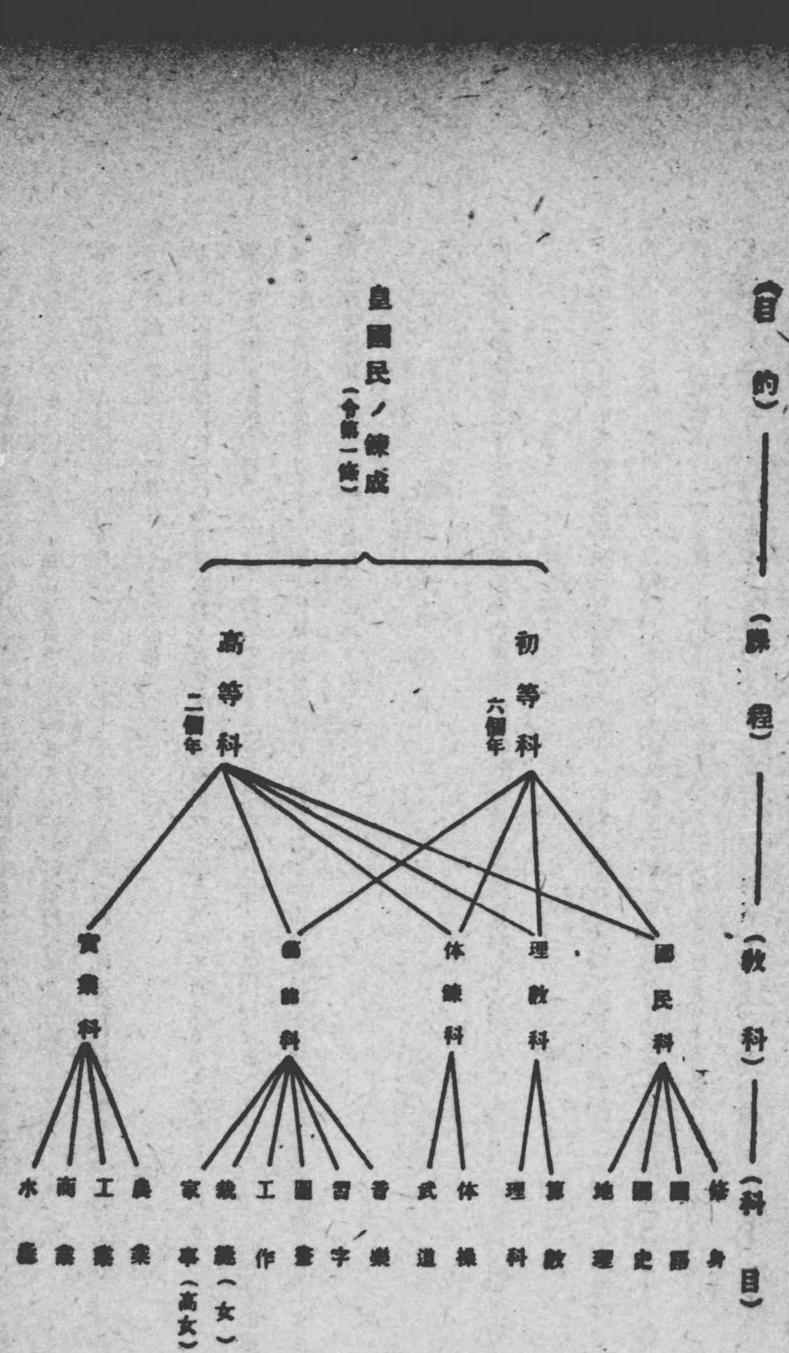

國民學校の各教科は下から既存の科目を綜合して造られたもの、卽ち科目がまづあつてしかる後にそれが集合されて教科が出來たものではなく、從來の教科目が一度解體され新たに皇國民の錬成といふ國民學校の最高目標から、卽ち上から教育の内容が再編成されて先づ四乃至五の教科が設定され、次に各教科内に更に教材の性質と部分目的に從つて科目が有機的に分節されたものである。

從つて國民學校の教科の區分は教育の目的から見た教育内容の區分であつて、いはゆる學問上の分類ではない。

國民學校の本旨は「皇國ノ道ニ則リテ國民ノ基礎的錬成」をなすに在るのであるから、その内容を如何に區分、錬成すべきかを考察するには皇國民たるに必須不可缺の資質が何であるかを吟味することに出發しなければならない。それらの資質としては大體次の五つを擧げることが出來る。

一、國民精神を體認し、國體に對する確乎たる信念を有し、皇國の使命に對する自覺を有してゐること(則第二條)

二、透徹せる理知的能力を有し、合理創造の精神を體得し、以て國運の進展に貢獻し得ること(則第七條)

三、潤達剛健なる心身と獻身奉公の實踐力とを有してゐること(則第十條)

四、高雅な情操と藝術的技能的な表現力を有し、國民生活を充實する力を有すること(則第十三條)

五、産業の國家的意義を明らかにし勤勞を愛好し、職業報國の實踐力を有してゐること(則第二十條)

勿論これら五つの資質は相互に聯關しながら有機的統一を保つてゐるのであるが、これらの資質を全一的なる國民的人格を目標としながら錬磨することによつて皇運を扶翼し得る忠良なる日本國民を育成し得るのである。

國民學校ではこの五つの資質を錬成するのであるから、この見地からその目的に副ふやうに教育内容を五種に大別

して整理したのである。この教育目的からみた教育内容の大分節が教科である。從つて國民學校の教科は、皇國の道を修練させて國民としての資質を錬成するための教育内容の大分節である。

しかして資質の錬成について主として第一に關するものを國民科と稱し、主として第二に關するものを理數科、第三に關するものを體錬科、第四に關するものを藝能科、第五に關するものを實業科と稱するのである。

かくて國民學校に於ける國民科、理數科、體錬科、藝能科、實業科といふ教科が設定されたのである。

しかして國民學校教育においてはこれらの教科はその特質を發揮して、各教科の直接の任務を達成すると同時に相互に緊密な關聯を保ち、一切を擧げて國民錬成の一途に歸せしめるやうにつとめなければならない。

換言すれば各教科はすべて皇國の道に則る國民の基礎的錬成といふ一目標のための手段方法に過ぎない。從つて各教科の關聯すべきも當然であるし、教科のために教科を教へるのではなくして國民の基礎的錬成のための教育手段なのである。

次に各教科は多種多様の内容を含んでゐるものであるから、その教科の内容をなす教材をその性質と目的に應じて系統的に組織して取り扱ふ方が一層教育の徹底を期し得るのである。國民學校においてはこの方法をとることにしたのである。このやうに各教科の含む内容をその性質と目的とに應じて系統的に組織し、教科の部分目的を達成させようとするものが科目である。かくて國民學校には教科と科目との別が立てられた。

例へば國民科についてみれば、教材の内容をなすものはわが國の道徳、言語、歴史、國土國勢等について習得させることであるが、その中にはわが國の道徳を主とするもの、わが國の言語を主とするもの、わが國の歴史を主とするもの、わが國の國土國勢を主とするものとあつて、教材の性質と目的とが自ら異るのであるからそれに應じて國民科修身、國民科國語、國民科國史、國民科地理の四科目が立てられてゐるのである。

從つて一教科に屬する各科目はそれぞれ固有の系統と價値とを持つのであるが、いづれも當該教科の體系に基づき當該教科の目的を分擔するところの有機的分節に外ならない。

例へば國民科には修身、國語、國史、地理の科目が立てられ、それらの科目はそれぞれの部分的直接的目的を有してはゐるが、いづれも國體の精華を明らかにして國民精神を涵養し皇國の使命を自覚せしめること、といふ國民科の目的に統一させられてゐるのである。

それ故に國民學校では

各教科竝科目ハ其ノ特色ヲ發揮セシムルト共ニ相互ノ關聯ヲ緊密ナラシメ之ヲ國民錬成ノ一途ニ歸セシムヘシ（國民學校令施行規則第一條ノ五）

といふ教育上の留意事項を掲げて統一的國民的人格の錬成を意圖してゐるのである。

前に述べたやうに國民學校制の教科の科目は各教科の含む内容をその性質と目的とに應じて系統的に組織したものであるから、當然從來のそれとは名稱が同一でもその内容を異にするものであることは言ふまでもない。次に名稱や内容の著しく異るものについて述べてみると。（則第二條乃至第二十七條及第三十一條、課程表附記參照）

一、國民科修身において禮法の實踐を指導せしめることとなつた。從來の作法がやゝもすればその形式的方面を起せしめる名目であるから、形式と共に形式を通じて精神の修養を積ましめる方面を重視する趣旨で特に禮法の

名稱が用ひられた。なほ國民科修身、藝能科及び特に家事、裁縫等において躾が重んぜられてゐる。

二、鄉土の地理的事象を實地に觀察せしめ、國民科地理、國民科國史の學習の基礎となすために初等科第四學年に「鄉土の觀察」が設けられた。

三、理數科の教材中、數・量・形を中心として教材を組織づけた科目が理數科算數と稱せられることになつた。

四、兒童をして自然に親しませ自然界の事物現象に對する考察處理の初歩を指導し動植物の飼育栽培をなさしめる等、兒童に適する理科的作業を課して自然界に對する興味と科學的精神の萌芽を培養し科學的訓練の初歩を指導するため、初等科第一學年から理數科理科として「自然の觀察」が課せられることになつた。

五、體練科に體錬科武道を置き體錬科體操と相俟つて心身を鍛錬し我が國古來の武道の精神を涵養せしめることとなり、なほ體錬科體操の教材に衛生が加へられた。

六、從來の唱歌の外に音樂の鑑賞、發音及び聽音の練習と器樂の初歩の指導とを加へて藝能科音樂とし、一層國民的情操の醇化に力めることとなつた。

七、從來國語の教材として課せられてゐた書き方の中、毛筆による書寫の修練を習字として藝能科に入れ國民的情操の涵養に資することとなつた。

八、從來隨意科目であつた「手工」の内容を一層擴充して藝能科工作とし物品の製作に關する普通の知識技能を得しめ機械の取扱に關する常識を養ひ工夫考案の力に培ふこととし必修科目とされた。

九、國藝の教育的意義を重視して高等科において農業を課せざる時は農耕的戸外作業または園藝を課することとなつた。

十、初等科第一學年等一學期は兒童が自由な家庭生活から規律ある學校生活に移行する時期であるから生活の急激なる變化を緩和するために、毎週の教授時數を學校長において十八時まで減少することが出來る。

十一、兒童の負擔の適正と心身の健全な發達を期するために、一時限が四十分となつた。

六、國民學校の實業科

國民學校高等科には初等科の四教科に加へて實業科が加へられてゐるが、これも國民學校制の一つの大きな特質をなすものである。

從來も高等小學校には實業が置かれ、農業、工業、商業の一科目又は數科目が課せられてゐたが、これは文部大臣の定める所により隨意科目となすことが出來る規定になつてゐた。

國民學校高等科では實業科は必修教科であつて、その科目としてゐた。

これらの中一科目又は數科目を選んで課することになつた。更に高等科には增課時間五時間が設けられて、これを全部實業科に當てることも出來ることになつてゐるから國民學校においては教育を國民の生活に卽して具體的實際的ならしめることが出來、且つ將來の職業生活に對し適當な指導をして職業を通して國運の發展に貢獻する素地を培養することが出來る。

これは男子についてであるが、高等科女子についてはこの增課時數を全部藝能科家事及び裁縫に當てることが出來

るから、わが國家庭生活における女子の任務を知らしめ實務を習得させて婦德の涵養に資することが出來るのである。

七、教科と科目の目的

國民學校制では教材を皇國の道の修練といふ國民學校教育の目的に照らして五教科に組織し、更に各教科の下に教材の性質と目的に應じて科目を設定してゐる。五教科の目的については前にも述べて置いたが、次に各教科竝びに教科に含まれてゐる科目の目的について述べることにする。

一、國民科の目的（則第二條乃至第六條參照）　國民科は皇國の道の修練を旨とし、特に國民精神を涵養し、國體に對する信念を深からしめる教育内容を直接の事項として取扱ふ教科である。

從つて國民科の目的の第一段は、わが國の道德、言語、歷史、國土國勢等について習得させることである。かゝる目的を分擔して達成しようとするのが國民科に含まれてゐる修身、國語、國史、地理の四科目である。卽ち修身では國民道德の實踐の指導と兒童の德性の涵養とが、國語では國語の理會力と發表力との錬成とが、國史では皇國の歷史的展開の理會が、また地理ではわが國土國勢及び諸外國との情勢について理會が、それぞれ直接の目的とされてゐるのである。

次に國民科の第二段の目的は、第一段の目的の達成によつて、特に國體の精華を明らかにして國民精神を涵養し皇國の使命を自覺せしめるといふことである。

この第二段の目的も亦國民科に含まれる四科目によつて分擔させられる。卽ち修身は皇國の道義的使命を自覺せ

せ、國語は國民的思考感動を通じて國民精神を涵養することに努め、國史は皇國の歷史的使命を自覺させ、地理は國土愛護の精神を養ひ東亞及び世界における皇國の使命を自覺させることを主目的として國民科の目的達成につとめるのである。

二、理數科の目的（卽第七條乃至第九條參照）　理數科は國民生活の理知的分野を中心とし、國民の理知的活動の基礎を錬成せんとする教科である。

從つて理數科の目的は

（一）　通常の事物現象を正確に考察し處理するの能を得しめること

（二）　正確に考察し處理するの能を生活上の實踐に導くこと

（三）　合理創造の精神を涵養すること

（四）　かくて國運の發展に貢獻するの素地に培ふことであつて、授業上では國防が科學の進歩に負ふところ大なる所以を知らせ國防に關する常識を養ふことが特に注意されてゐる。

かゝる理數科の目的を分擔して達成しようとするのがそれに含まれる科目である算數理科の二科目である。卽ち理數科の目的の（一）について算數では數・量・形に關し國民生活に須要なる普通の知識を得しめ、國民生活に須要なる數理的處理に習熟せしめることを中心とし、理科では自然界の事物現象竝びに自然の理法とその應用に關し國民生活に須要なる普通の知識を得しめ、國民生活に須要なる科學的處理の方法を會得せしめることを中心とする。

理數科の目的の（二）については（一）に於いて習得した知識技能の實踐指導であつて、その趣旨について算數理科で

異なるところはない。

理數科の目的(三)について算數では數理思想を、理科では科學的精神を涵養する。數理思想と科學的精神とは合理的思考の精神の二面である。

理數科の目的の(四)は算數・理科の目指すべき共通目的である。

三、體鍊科の目的(即第十條乃至第十二條參照)　體鍊科の科目は體操と武道とである。この科目の目的を述べて次に體鍊科の目的を述べることとする。

體鍊科體操の目的は

(一)體操、教練、遊戲、競技及び衛生を課し心身の健全なる發達を圖ること

(二)　團體訓練を行ひ規律を守り協同をたふとぶの習慣を養ふこと

であり、體鍊科武道の目的は

(一)　武道の根本なる基礎動作を習得せしめること

(二)　かんで心身を鍛錬して武道の精神を涵養するに資せしむること

である。

かゝる體鍊科體操と武道とは、各科目獨自の目的を達成しながら常に體鍊科の目的の實現を意圖しなければならない。しかして體鍊科の目的は

身體を鍛錬し精神を鍛錬して調和圓滿なる心身を育成し國身共の實踐力に培ふこと

である。

四、藝能科の目的(即第十三條乃至第十九條參照)　藝能科の目的は國民に須要な藝術技能を修練させ、情操を醇化し國民生活の充實に資せしめるにある。

そして藝能科の授業においては技巧に流れず、精神を修練することを重んじ、眞摯な態度を養ふこと及び我が國藝術技能の特質を知らしめ工夫創造の力を養ふやうに力めることが注意されてゐる。

藝能科の目的を達するために音樂、習字、圖畫、工作の科目が設定され、女子のためには更に家事、裁縫の科目が設定されてゐる。

(一)　藝能科音樂の目的は歌曲を正しく歌ふことを修練せしめ、音樂の鑑賞について指導し、國民的情操を醇化するに在るのであるが、なほ國民學校制においては特に鋭敏な聽覺の育成に力めなければならない。

(二)　藝能科習字の目的は文字を端麗に書寫する技能を修練せしめ文字鑑賞の力を養ひ國民的情操を醇化するに在る。

(三)　藝能科圖畫は形態及び映像を看取し、正しくこれを畫く能力を得させ、且つ鑑賞について指導し美的情操を醇化し、更に創造力を涵養することを目的とする。

(四)　藝能科工作は物品の製作に關する普通の知識技能を得させ、機械の取扱に關する常識を養ひ工夫考案の力を養ふことを目的とする。

(五)　藝能科家事の目的はわが國家庭生活における女子の任務を知らしめ、實務を習得せしめ婦德の涵養に資する

ことである。

(六) 藝能科裁縫の目的は普通の衣類の裁縫に習熟せしめ衣類に關する常識を養ひ婦徳の涵養に資することである。

なほ家事、裁縫においては家を齊へて國に報ずるの精神を涵養すること、禮法を重んじ我が國家庭生活における醇風美俗の維持發揚に力めしめること、家事を科學的に處理する態度を養ひ家庭生活の充實改善につき指導するとか、節約利用の習慣、工夫考案の力を養ふこと等が意圖されてゐるのである。

五、實業科の目的(則第二十條乃至第二十四條參照) 實業科は農業、工業、商業及び水産の中、地方の實情に應じて一科目又は數課目を選ばしめてこれを課することになつてゐる。この點他の教科の科目と異つてゐる。

(一) 實業科農業の目的は農業に關する普通の知識技能を得しめその實踐を指導し、わが國における農業の歴史的意義を明らかにし農を尊ぶ精神を養成せんとするにある。

(二) 實業科工業の目的は工業の大要を理會せしめ、その一部に關する普通の知識技能を得しめその實踐を指導し、工夫考案の力を養ふことに在る。

(三) 實業科商業の目的は商業に關する普通の知識技能を得しめ、配給の意義を明らかにし信義を重んずる精神を養成するに在る。

(四) 實業科水産は水産に關する普通の知識技能を得しめ、敢爲進取の氣性を養ひ海事思想の涵養に力めるを目的とする。

以上實業科農業、工業、商業及水産の直接の目的を述べたのであるが、それらは何れも卒業の一般を理會せしめ、その一部に關する普通の知識技能を得しむると共に勤勞の習慣を養ひ産業の國家的使命を自覺せしめ、國運の發展に貢獻するの素地に培ふといふ實業科の目的を達成しなければならないのである。

かやうに各科目はそれぞれ獨自の目的を達成すると共に教科の目的を達成し、各教科はまたそれ獨自の目的を有しながら相互に關聯を保つて皇運を扶翼し奉るべき國民の基礎的錬成といふ國民學校の全體目的を達成することになつてゐるのである。

八、國民教育の方法の刷新

國民學校の教育の方法が「錬成」であることは既に述べて置いたところであるが、國民學校においては教育方法上更にどんな點が强調されてゐるかについて述べることにする。

第一は、從來やゝもすれば教育が知識の教授にのみ流れる傾があつたので、これを避けるために、心身を一體として教育し、教授、訓練、養護の分離を避けるに力め國民としての統一的人格の育成を期することに注意されてゐることである。(則第一條ノ四)

第二は、儀式、學校行事等の教育的意義を重んじ、これを教科と併せ一體とし全校を擧げて國民錬成の道場たらしめんとしたことである。(則第一條ノ六)

第三は、學校と家庭及び社會との聯絡を緊密にし兒童の教育を全からしめるに力めたことである。(則第一條ノ七)

○國民學校の學籍簿に就いて

一、通　牒

イ、國民學校ノ學齡簿及學籍簿ノ取扱方ニ關スル件（昭和十六年七月四日發普二〇五號局長通牒）

記

學齡簿ニ關スル事項（略）

學籍簿ニ關スル事項

一、取扱上ノ注意

1　視學官、視學等學事視察ノ際ニハ學籍簿ノ檢閱ヲ爲スコト

2　國民學校令施行規則第七十四條第二號ニ依リ地方長官ニ於テ認定シタル學校ニ於テモ國民學校ノ學籍簿ニ準ジタル學籍簿ヲ編製スルコト

3　他ノ學校ヨリ轉學シタル兒童ノ學籍簿ハ其ノ兒童ノ在學シタル學校ノ學校長ヨリ學籍簿謄本ノ送付ヲ受ケテ之ヲ編製スルコト

4　國民學校特修科ノ學籍簿ハ國民學校令施行規則第四號表ノ樣式ニ準ジ之ヲ編製スルコト

5　學籍簿ノ用紙ノ大キサハ日本標準規格A列四番型（橫二一〇粍、縱二九七粍）ヲ標準トシ紙質ハ適宜トスルコト

二、記入上ノ注意

1　入學後ノ異動及事由ノ欄ニハ大體左ノ各號ニ依ル事項ヲ記入スルコト

イ、他ノ學校ニ轉學シタル場合ハ其ノ年月日、學校名及事由

ロ、上級學校ニ入學シタル場合ハ其ノ年月日、學校名及其ノ所在地

ハ、就學義務ヲ免除又ハ猶豫セラレタル場合ハ其ノ年月日及事由

ニ、死亡ノ場合ハ其ノ年月日

2　兒童トノ關係欄ニハ兒童トノ續柄ヲ成ルベク詳細ニ記入スルコト

3　各教科欄ニハ其ノ教科ノ各科目ヲ通ジ兒童ノ學習ニ現ハレタル著シキ傾向、學習態度等ニ付敎育上特記ヲ要スルモノアラバ其ノ大要ヲ記入スルコト

4　各科目ノ成績ハ平素ノ情況ヲ通ジ其ノ習得、考察、處理、應用、技能、鑑賞、實踐及學習態度等ノ各方面ヨリ之ヲ綜合評定シ、優、良、可ノ區別ニ依リ記入スルコト

優、良、可ハ左ノ區別ニ依ルコト

イ、當該學年相應ノ程度ニ修メ得タリト認メラルルモノ……良

ロ、良ノモノニ比シ優レタリト認メラルルモノ……優

ハ、良ノ域ニ達セズト認メラルルモノ……可

ニ、優ノ中著シク秀デタルモノニ對シテハ秀ノ評語ヲ與ヘ得ルコト

ホ、良ノ中優ニ近キモノニ對シテハ良上、可ニ近キモノニ對シテハ良下ノ評語ヲ與ヘ得ルコト

5 教科概評ハ各教科ノ學習、行事、團體訓練、農耕的戸外作業等ニ於テ現ハレタル著シキ傾向及其ノ事由ヲ成ルベク具體的ニ記入スルコト

6 性行概評ハ主トシテ性格、才幹、習癖、趣味嗜好、言語、動作等ニ付平素ノ學習及行狀ヲ綜合評定シテ其ノ特記スベキモノヲ成ルベク具體的ニ每學年ノ終ニ於テ記入スルコト

イ、性格ニ付テハ氣質及性情等ニ付學校ノ內外ニ於ケル日常生活ノ情況ヲ通ジテ觀察スルコト

ロ、才幹ニ付テハ記憶、理解、觀察、工夫、根氣、勤、實行統率等ニ付觀察シ之等相互ノ關聯ニ付テモ併セ考察スルコト

ハ、習癖ニ付テハ其ノ著シキモノニ付表面的觀察ニ止ラズ原因等ニ付テモ併セ考察スルコト

ニ、趣味嗜好ニ付テハ平素ノ情況ニ付性格及才幹等ト併セ觀察スルコト

ホ、言語及動作ニ付テハ表面的觀察ニ止ラズ情意的方面ト併セ考察スルコト

7 身體ノ狀況及其ノ所見ハ教科概評、性行概評、出席及缺席、家庭環境及身體檢查票ト平素ノ觀察トニ依ル身體ノ狀況等ヲ綜合評定シテ兒童ノ心身發達ノ情況及其ノ原因ニ付特記スベキモノヲ具體的ニ記シ且其ノ所見ヲ記入スルコト

8 出席及缺席ニ對スル概評ハ出缺席ニ現ハレタル著シキ傾向及其ノ事由ヲ記入スルコト

9 家庭、環境ハ家庭ノ情況、家族ノ性行及環境一般ニ付其ノ特記スベキモノヲ第一學年ノ終ニ於テ記入シ記入事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ其ノ都度之ヲ記入スルコト

イ、家庭ノ情況ハ特ニ父母、祖父母、兄弟姉妹及同居者等ヲ明ニシ且職業、保護者等ノ教育ニ關スル關心兄弟姉妹ノ教育程度等兒童ノ指導上必要ト認メラルルモノヲ調査スルコト

ロ、家族ノ性行ハ父母、兄弟姉妹及使用人ノ氣質、性情及行狀等ニ付テ兒童ニ影響著シト認メラルルモノヲ調査スルコト

ハ、環境一般ハ前二號ノ外兒童ノ學業、性行及身體ノ發達情況等ニ著シキ影響ヲ及ボスト認メラルルモノニ付調査スルコト

10 志望及其ノ所見ハ初等科第六學年ニ在リテハ進學、高等科第二學年ニ在リテハ進學及就職ニ關スル志望等ヲ聽取記入シ且保護者等ノ希望ヲモ併セ考察シ其ノ所見ヲモ記入スルコト

11 種痘事項ニ關シ記入スルノ要アル場合ハ適宜欄外ニ記入スルコト

ロ、國民學校ノ學籍簿ノ取扱ニ關スル件(昭和十六年七月十四日初等教育課長通牒)

記

一、視學官、視學等學事視察ノ際ノ學籍簿檢閱ハ部分的批評ニ陷ルコトナク之ガ編製ノ實際ヲ通ジ現ハルル所ヲ全般的ニ考察シ、國民學校教育ノ目的ニ適合セシムル樣指導スルコト

二、轉學兒童ノ學籍簿ニ付テハ其レ迄在學セル學校ノ學校長ヨリ其ノ謄本ノ送付ヲ受ケ之ヲ編製スルコトト致シタル ニ付之等學校間ノ連絡ヲ圓滑ナラシムルコト

國民學校の學籍簿に就いて。

三、學籍簿ノ編製ニ關シテハ日常ノ觀察ヲ主トシ徒ニ煩瑣ナル形式ニ流ルルコトナキ樣留意セシメ、樣式ノ全面ヲ活用シ以テ兒童ノ修練、性行、身體等ノ情況ヲ具體的ニ現ハス樣致度尙之ガ編製ニ資スル爲學籍補助簿等ヲ設ケ運用スルハ望マシキニ付之ニ關スル適當ナル指導ヲ加フルコト

四、各科目ノ成績ノ記入ニ關シテハ左ノ事項ニ充分留意セシムルコト

1　十點法ヲ優、良、可ノ評語記入ニ改メタルハ國民學校教育ノ本旨ハ皇國ノ道ノ修練ニ在ルヲ以テ其ノ成績ハ兒童ノ能力及努力ニ依ツテ修練セル實績ナルト共ニ擔任職員ノ能力及努力ノ相俟ツテ生ル可キ結果ナレバ之ヲ數量的ニ表ハサントスルハ教育ノ本質ヨリ見テ妥當ナラザルモノト思料セラレタルニ依ルモノナルコト

2　成績ノ評語ハ優、良、可ヲ以テ原則トシ、「良」ヲ基準トス「良」ハ當該學年相應ノ程度ニ修メ得タリト認メラルルモノニ對シ與フル評語ナルモ之ガ程度ハ概ネ國定教科書ノ內容ニ示サレタル程度ト解ス可キコト

「優」ニ關スル具體的基準ハ之ヲ示サザルモ成ル可ク其ノ程度ノ區々タラザル樣指導スルコト

或ル科目ニ付稀ニ見ル優秀ナル能力ヲ有スル兒童ニ對シテハ「秀」ナル評語ヲ與ヘ得ルコトトナシタルモ之ヲ濫用スルコトナキ樣注意セシムルコト

3　「良」ヲ二分シテ「良上」「良下」ノ區別ヲ設ケ得ルコトトナシタル趣旨ハ學級兒童ノ過半數ガ「良」ナルガ如キ場合アルコトヲ豫想セルニ依ルコト

4　「良」ノ域ニ達セザルモノヲ「可」ノ評語ヲ以テ表ハスコトトナシタルモ義務敎育ノ本旨ニ鑑ミ擔任職員ノ努力ニ依リ成ル可ク「良」ノ域ニ達セシムル樣指導ヲ怠ラザルコト、尙特別養護ヲ要スルモノト認メラルルモノニ對シテハ敎科欄、敎科槪評欄等ヲ活用セシムルコト

五、國民學校ノ兒童ノ通信簿ノ成績ノ記入方法ハ學籍簿ニ準ズルコト但シ評語ニ依ラズ具體的所見ヲ記載スルモ差支無キコト

六、國民學校令施行規則第百三十二條ニ依リ從前ノ規定ニ依ル學籍簿ヲ用フル場合ニ於テモ科目等ニ適宜訂正ヲ加ヘ學業成績ノ槪評ヲ活用スル等成ル可ク今回ノ學籍簿改正ノ趣旨ニ副フ樣運用シ科目ノ成績ハ評語ニ依リ記入スルコト

二、國民學校に於ける學籍簿の取扱に就いての解說

國民學校制度が實施になり、之に伴ひ學籍簿の樣式も改正され國民學校令施行規則の第四號表として示されておる通りであるが之が取扱に關する注意事項に就いては、從前は小學校令施行規則中に學籍簿の樣式と共に示されて居つたのであるが、國民學校制度では施行規則中には示さずに別途「國民學校ノ學齡簿及學籍簿ノ取扱方ニ關スル件」として、普通學務局長名を以つて通牒（前揭）として示されて居るのである。

言ふ迄もなく國民學校學籍簿の全體を通づる一貫した精神は、「皇國ノ道ニ則リテ初等普通敎育ヲ施シ國民ノ基礎的錬成ヲ爲ス」ことに在るは勿論である。從來編製された實際に就いて見ても動もすると學業成績の科目の點數的評價に重點が置かれ、他は附隨的に取扱はれて居た如き憾みなしとしないのである。今回はその樣式の表裏を一體としてその全面を活用することに依り之を綜合評定すると、兒童が皇國民として錬成され生長し發展してゆく情況が立體

的に且つ具體的に觀察される樣に編製されることを期待して居るのであつて、之を部分に就いて見ると、國民學校が八年を通じての一貫した教育であることに依り樣式も初等科六年、高等科二年に分たれ教科及科目は教科毎に其の教科の傾向を示すものとして科目を配列し、教科欄は科目が有機的體系として其の教科に統一されて居ることを示し、教科概評欄は各教科が整理された教材として編成され相關聯して一途に歸せしめられて居ることに重要な意義が存して居るのである。

又改正學籍簿に於ては擔任者職氏名の欄を新に設け兒童の錬成に不可分の關係にある教師の責任の所在を明ならしめ以つて師弟同行の精神を樣式の上に現はしたものである。尙操行の欄を廢したのは國民學校に於ては全教科及科目を通じ躾及實踐等に留意して教育が行はれるので當然教科及科目の中に包含されるべきであり且教科欄、教科概評欄、性行概評欄等に充分現はれる可きであるからである。從つて之を抽象化することは實情に副はないものと考へられる次第であつて德性の涵養を輕視したといふ意味では決してないのである。

扨通牒にて示された注意事項に依り取扱上の注意と記入上の注意の順序に從つて述べることとする。

取扱上の注意として

其の1は視學官、視學等學事視察の際には學籍簿の檢閲を爲すことである。國民學校の學籍簿は國民學校の教育を通じ如何に兒童を修練し得たかと云ふ結果の現はれであり兒童の生活記錄であると共に、兒童を擔任する職員の次期修練し參考に資するものである。從つて之が運用の如何が教育上に及ぼす影響も尠くないのであるから視學官、視學等の指導に依りその適正を期し教育上の資料として活用したい趣旨である。

其の2は國民學校令施行規則第七十四條第二號に依り地方長官に於て國民學校の課程と同等以上の課程を有するものとして認定された學校例へば從前の私立小學校に於ても、國民學校の學籍簿に準じた學籍簿を編製することを指示したものである。

其の3は轉學し來つた兒童のあつた場合その兒童の學籍簿は其れまで在學して居つた學校から學籍簿の謄本の送付を受け之を編製することである。

其の4は特修科の學籍簿に就いてであるが特修科の學籍簿は國民學校令施行規則第四號表の樣式に準じて學籍簿を編製する樣指示したるものである。

其の5は學籍簿の用紙の大きさは官報の一頁の大きさ即ち日本標準規格A列四番型（横二一〇粍、縱二九七粍）を概ね標準とし、紙質は適宜とすることに就いてである。

學籍簿の大きさに就て特に指示したのは凡その欄の大きさの標準を示したものである。

以上取扱上の注意として通牒の示してゐる事項に付述べたのであるが學籍簿が學校長の職責に於ける公簿であることは勿論、其の他の取扱上のことは從前と同樣である。

記入上の注意として

其の1は「入學後ノ異動及事由」の欄には大體次の如き事項を記入するのである。卽ち兒童が他の學校に轉學した場合は其の年月日、學校名及其の事由を、上級學校へ入學した場合は其の年月日、學校名及所在地を、就學義務を免除され又は猶豫された場合はその年月日及事由を、兒童の死亡した場合はその年月日等を記入するのである。

其の2は「兒童トノ關係欄」には兒童の續柄をなるべく詳細に記入することとなつてゐる。

國民學校の學籍簿に就いて

其の3　は教科欄の記入に就いてであるが、教科欄即ち科目に隣れる細長い空欄には其の教科の各科目を通じて兒童の學習に現はれた著しい傾向、學習態度等に付教育上特に記入すべきものに就いてその大要を極めて要領よく記入するのである。隨つて教科内の科目の平均點を書く爲のものでもなく、教科の成績として評語を以つて表はす爲のものでもないのである。言ひ換へればこの欄は教科内の科目の成績に關聯してその内容に就き兒童の特長や傾向等を説明する爲の欄である。例へば甲の兒童と乙の兒童との成績が殆んど同じであつても、その學習に於ける實際は著しく異る場合があるからその兒童の姿を現はす爲この欄を活用するのである。尙綜合授業が行はれ科目を分つて成績を表はし得ない場合はこの欄を活用することが出來るのである。

其の4　は各科目の成績の記入に關するものであるが從來小學校の科目の成績は十點法を以つて記入することになつて居たが國民學校に於ては之を改めて優、良、可、の評語を以て記入する事にしたのである。國民學校の教育は皇國の道の修練にあるは勿論のことであるが成績は卽ち各兒童が修練した實績であり各兒童の能力と努力、之に先生の能力と努力とが相俟つて結果が生れるのであつて從つて之を數量的に點數を以つて表はすといふ事は不合理でもあり困難でもあり又一面極めて便宜的のものに墮してしまひ國民學校の教育の精神に沿はない結果を招來する懼れがあるのである。

皇國の道の修練には自ら目安がなくてはならぬものと考へられる。兒童の能力に依つては中々其の目安に達するが迄定つた授業時間に於て達する事が困難なものもあることは豫想されるところであつて、國民學校の精神から言へば此等の兒童を其の目安迄引上げて行く事が肝要である。又優れた能力を持つた兒童は其の目安を超えて修練し得るものもあることは考へられることで、其の場合には其の修練の實績を認めなければならぬのである。然して此の基準若は目安に達したと認められる修練の結果を「良」といふ評語で表はすことにしたのである。卽ち「良」が兒童の修練實績の基準であり從つて之を表はす評語の基準となるのである。此の目安を超えて修練した優秀の兒童に對しては「優」といふ評語を與へ、殘念乍ら目安に達しなかつたと認められる者に「可」といふ評語を與へることにしたのである。こゝで注意すべき點は「不可」なる評語は用ひないことである。國民學校の教育は義務教育であり就學兒童は學齡の終期迄には八箇年の課程を修め得る樣に導かねばならないのであるから此の趣旨よりしても「不可」といふやうな否定的な評語は之を使用しないことにしたのである。之に關し特に養護を必要とする樣な兒童に對しては教科欄又は教科概評を活用して此等兒童の修練に遺憾なき樣努めなければならない。

凡ての兒童が少くとも「良」である事が理想であるけれども通常の學級編成では各學級に數名若は十數名「可」の評語を與へなければならない者があることも豫測出來ることである。之を「良」の程度に引上げる事に常に細心の注意と撓まざる努力とを傾倒しなければならないのである。

優、良、可、が原則としての區別であるが、特に或科目に付き稀に見る優れた能力を持つてゐる兒童もある譯であるから此の兒童に對しては「秀」の評語を與へても良いことにしたのである。特に「秀」の評語は斯る稀に見る優秀な能力を持つ兒童を見出して將來その能力を成る可く伸ばす樣にしたい趣旨によるものであるから決して濫りに付すべき評語ではないのである。又「良」の評語を與へる兒童は割合に範圍が廣いものと考へられるので其の中「優」に近いものと認められるゝものに對しては「良上」、「可」に近いものと認められるゝものに對しては「良下」の區別をつけて

も差支ないこととしたのである。

其の5　の「教科概評」欄に就いては各教科の學習の情況を通じ教科欄で盡し得ない様な著しい傾向竝に行事、團體訓練、農耕的戸外作業等の履修に現はれた兒童の傾向態度等に付記入するのである。

其の6　以下其の11までは「性行概評」「身體狀況及其ノ所見」「出席ノ概況」「出席缺席ニ對スル概評」「家庭、環境」「志望及其ノ所見」「特ニ關スル事項」の順序で記載されてゐるが、注意事項としては從前と殆んど變りはないのである。

以上通牒事項に就きその大要を解說したのであるが之と關聯して從前の規定に依る學籍簿に關し附言しておくこととする。

國民學校の學籍簿は原則としては昭和十六年度より新入學兒童は勿論在學兒童にも一樣に適用されるのであるが而し國民學校令施行規則第百三十二條に「本令施行ノ際現ニ在學スル兒童ノ學籍簿ハ仍從前ノ規定ニ依ル」とあるのは之は資材と手數を考慮して從前の學籍簿を生かし使用することを認めるの趣旨である。從つて舊學籍簿を使用する場合でもその科目に「習字」を加へ、「手工」を「工作」に、「唱歌」を「音樂」に改める等適宜修正を加へた上、學業成績の概評を活用して國民學校の學籍簿の精神に副ふ樣運用し得ることとしたのである。然しながら之等に就いても必要に依り新學籍簿の樣式に依ることは何等差支へないことである。尚從前の規定に依るものと雖も新學籍簿の精神に副ふことを期さなければならないことは言ふ迄もない。

如何に制度やその樣式が整備されても、實際の運用に俟たねばその成果を期することが出來ないのである。學籍簿の如く重要な教育資料とし又兒童の生活記錄としての公簿にあつては誠意と親心とを以つてその運用上に萬全を期し以つて皇國民錬成の上に資せなければならないのである。

附

一、國民學校令……
第一章　目　的……四三
第二章　課程及編制……四三
第三章　就　學……四四
第四章　職　員……四五
第五章　設　置……四七
第六章　設　備……四九
第七章　經費負擔及授業料……五〇
第八章　管理及監督……五一
第九章　雜　則……五二
附　則……五四
二、國民學校令施行規則……五五
第一章　教則及編制……五五
第一節　總　則……五六
第二節　教科及科目……六八
第三節　教科用圖書、映寫及放送……

第四節　學年及式日……六九
第五節　編　制……七一
第六節　特修科……七三
第二章　設　備……七三
第三章　就　學……七四
第四章　免許狀及檢定……七八
第一節　免許狀……七八
第二節　檢　定……七九
第五章　職　員……八三
第六章　授業料……八五
第七章　學務委員……八六
第八章　雜　則……八六
附　則……八六

一國民學校令

昭和十六年三月一日
勅令第百四十八號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ小學校令改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

國民學校令

第一章　目　的

第一條　國民學校ハ皇國ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的錬成ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二章　課程及編制

第二條　國民學校ニ初等科及高等科ヲ置ク但シ土地ノ情況ニ依リ初等科又ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得

第三條　初等科ノ修業年限ハ六年トシ高等科ノ修業年限ハ二年トス

第四條　國民學校ノ教科ハ初等科及高等科ヲ通ジ國民科、理數科、體錬科及藝能科トシ高等科ニ在リテハ實業科ヲ加フ

國民科ハ之ヲ分チテ修身、國語、國史及地理ノ科目トス

理數科ハ之ヲ分チテ算數及理科ノ科目トス

體錬科ハ之ヲ分チテ體操及武道ノ科目トス但シ女兒ニ付テハ武道ヲ缺クコトヲ得

藝能科ハ之ヲ分チテ音樂、習字、圖畫及工作ノ科目トシ初等科ノ女兒ニ付テハ裁縫ノ科目ヲ、高等科ノ女兒ニ付テ

（ハ）家事及裁縫ノ科目ヲ加フ

實業科ハ之ヲ分チテ農業、工業、商業又ハ水産ノ科目トス

前五項ニ掲グル科目ノ外高等科ニ於テハ外國語其ノ他必要ナル科目ヲ設クルコトヲ得

第五條　國民學校ニハ高等科ヲ修了シタル者ノ爲ニ特修科ヲ置クコトヲ得其ノ修業年限ハ一年トス

特修科ヲ設置シ又ハ廢止セントスルトキハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

特修科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第六條　國民學校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノタルベシ但シ鄉土ニ關スル圖書、歌詞、樂譜等ニ關シ文部大臣ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條　國民學校ノ教則及編制ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第三章　就學

第八條　保護者（兒童ニ對シ親權ヲ行フ者、親權ヲ行フ者ナキトキハ後見人又ハ後見人ノ職務ヲ行フ者ヲ謂フ以下同ジ）ハ兒童ノ滿六歲ニ達シタル日ノ翌日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヨリ滿十四歲ニ達シタル日ノ屬スル學年ノ終迄之ヲ國民學校ニ就學セシムルノ義務ヲ負フ

第九條　前條ノ規定ニ依リ就學セシメラルベキ兒童（學齡兒童ト稱ス以下同ジ）ノ癲癇白痴又ハ不具廢疾ノ爲之ヲ就學セシムルコト能ハズト認ムルトキハ市町村長ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ前條ニ規定スル保護者ノ義務ヲ免除スルコト

ヲ得

學齡兒童ノ病弱又ハ發育不完全其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ就學時期ニ於テ之ヲ就學セシムルコト能ハズト認ムルトキハ市町村長ハ其ノ就學ヲ猶豫スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ旨地方長官ニ報告スベシ

第十條　第二十八條ノ規定ニ依リ國民學校設置ノ義務ヲ免ゼラレタル區域內ノ學齡兒童ノ保護者ハ第八條ニ規定スル保護者ノ義務ヲ免除セラレタルモノトス

第十一條　學齡兒童國民學校以外ノ學校ニ於テ國民學校ノ課程ト同等以上ト認ムル課程ヲ修ムルトキハ第八條ニ規定スル保護者ノ義務ノ履行ニ關シテハ其ノ期間國民學校ニ就學スルモノト看做ス

前項ノ課程ノ認定ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十二條　學齡兒童ヲ使用スル者ハ其ノ使用ニ依リテ兒童ノ就學ヲ妨グルコトヲ得ズ

第十三條　國民學校長ハ傳染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル兒童又ハ性行不良ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨アリト認ムル兒童ノ國民學校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得

第十四條　兒童ニシテ其ノ年齡就學ノ始期ニ達セザルモノハ之ヲ國民學校ニ入學セシムルコトヲ得ズ

第四章　職員

第十五條　國民學校ニハ學校長及訓導ヲ置クベシ

國民學校ニハ教頭、養護訓導及准訓導ヲ置クコトヲ得

第十六條　學校長及教頭ハ其ノ學校ノ訓導ノ中ヨリ之ヲ補ス

學校長ハ地方長官ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

教頭ハ學校長ヲ輔佐シ校務ヲ掌ル

第十七條　訓導及養護訓導ハ判任官ノ待遇トス但シ學校長又ハ教頭タル訓導ハ奏任官ノ待遇ト爲スコトヲ得

訓導ハ學校長ノ命ヲ承ケ兒童ノ教育ヲ掌ル

養護訓導ハ學校長ノ命ヲ承ケ兒童ノ養護ヲ掌ル

准訓導ハ學校長ノ命ヲ承ケ訓導ノ職務ヲ助ク

第十八條　訓導及准訓導ハ國民學校教員免許狀ヲ有スル者タルベシ

養護訓導ハ女子ニシテ國民學校養護訓導免許狀ヲ有スルモノタルベシ

教員免許狀ハ師範學校ヲ卒業シ又ハ訓導若ハ准訓導ノ檢定ニ合格シタル者ニ地方長官之ヲ授與ス

養護訓導免許狀ハ養護訓導ノ檢定ニ合格シタル者ニ地方長官之ヲ授與ス

前二項ノ檢定ヲ施行スル爲道府縣ニ國民學校教員檢定委員會ヲ置ク

國民學校教員檢定委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

教員免許狀及養護訓導免許狀其ノ他檢定ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十九條　特別ノ事情アルトキハ地方長官ハ國民學校教員免許狀ヲ有セザル者ヲシテ准訓導ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第二十條　國民學校職員ハ教育上必要アリト認ムルトキハ兒童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ體罰ヲ加フルコトヲ得ズ

第二十一條　國民學校教員免許狀ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ教員免許狀ハ其ノ效力ヲ失フ

一　禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二　破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

教員免許狀ヲ有スル者不正ノ行爲其ノ他教員タルベキ體面ヲ汚辱スルノ行爲アリテ其ノ情狀重シト認ムルトキハ文部大臣又ハ地方長官ニ於テ其ノ教員免許狀ヲ褫奪ス

前二項ノ規定ハ國民學校養護訓導免許狀ヲ有スル者ニ之ヲ準用ス

第二十二條　地方長官ニ於テ行ヒタル國民學校教員免許狀又ハ國民學校養護訓導免許狀ノ褫奪ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得

第二十三條　准訓導及第十九條ノ規定ニ依リ准訓導ノ職務ヲ行フ者ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第五章　設置

第二十四條　市町村ハ其ノ區域內ノ學齡兒童ヲ就學セシムルニ必要ナル國民學校ヲ設置スベシ

第二十五條　地方長官ハ町村ガ左ノ各號ノ一ニ該當スト認ムルトキハ國民學校設置ノ爲其ノ町村ト他ノ市町村トノ學校組合ヲ設クベシ

一　町村ノ資力ガ國民學校ノ經費ノ負擔ニ堪ヘザルトキ

二　町村ニ於テ學齡兒童ノ數一國民學校ヲ構成スルニ足ラズ又ハ適度ノ通學路程內ニ於テ一國民學校ヲ構成スルニ足ルベキ數ヲ得ルコト能ハザルトキ

地方長官ハ市町村ノ一部ニシテ前項第二號ノ事情アルモノガ其ノ市町村ノ國民學校ニ對シ適度ノ通學路程内ニ在ラズト認ムルトキ亦前項ノ例ニ依ルベシ

前二項ノ規定ニ依リ地方長官ニ於テ市町村學校組合又ハ町村學校組合ヲ設ケシトスルトキハ組合規約ヲ定メ關係市町村ノ意見ヲ聞クベシ組合規約ヲ變更シ組合市町村ノ數ヲ增減シ又ハ組合ヲ解カントスルトキ亦同ジ

第二十六條　地方長官ハ一市町村ガ國民學校ヲ設置スルニ比シ著シク優等ナル國民學校ヲ設置シ得ベシト認ムルトキハ國民學校設置ノ爲市町村學校組合又ハ町村學校組合ヲ設クルコトヲ得

前條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條　地方長官ハ町村ニ付第二十五條第一項第二號ノ事情アリト認ムルトキハ國民學校ノ設置ニ代ヘ其ノ町村ヲシテ學齡兒童ノ全部又ハ一部ノ教育事務ヲ他ノ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ委託セシムルコトヲ得

地方長官ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ一部ニシテ第二十五條第一項第二號ノ事情アルモノガ其ノ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ國民學校ニ對シ適度ノ通學路程内ニ在ラズト認ムルトキ亦前項ノ例ニ依ルコトヲ得

第二項ノ規定ニ依リ地方長官ニ於テ兒童教育事務ヲ委託セシメ又ハ其ノ委託ヲ止メシメントスルトキハ關係市町村、市町村學校組合及町村學校組合ノ意見ヲ聞クベシ

第二十八條　地方長官ハ町村ニ付第二十五條第一項第一號ノ事情アルモ同項及第三十四條ノ規定ニ依ルコトヲ得ズト

認ムルトキハ其ノ町村ヲシテ國民學校設置ノ義務ヲ免レシムルコトヲ得

地方長官ハ町村ニ付第二十五條第一項第二號ノ事情アルモ同項、第二十七條第一項及第三十四條ノ規定ニ依ルコトヲ得ズト認ムルトキハ其ノ町村ヲシテ其ノ全部又ハ一部ニ關シ國民學校設置ノ義務ヲ免レシムルコトヲ得

地方長官ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ一部ニ付第二十五條第二項又ハ第二十七條第二項ノ事情アルモ同項及第三十四條ノ規定ニ依ルコトヲ得ズト認ムルトキハ其ノ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ヲシテ其ノ一部ニ關シ國民學校設置ノ義務ヲ免レシムルコトヲ得

第二十九條　國民學校ノ校數及位置ハ地方長官ニ於テ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムベシ

第六章　設備

第三十條　國民學校ニ於テハ校舍、校地、校具及體操場ヲ備フベシ

第三十一條　校舍、校地、校具及體操場ハ國民學校ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ非常變災ノ場合又ハ教育、兵事、産業、衞生、慈善等ノ目的ノ爲特別ノ必要アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二條　國民學校ノ設備ニ關スル規程ハ文部大臣ニ於テ定ムル準則ニ基キ地方長官之ヲ定ム

第七章　經費負擔及授業料

第三十三條　國民學校ノ經費ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ負擔トス

兒童教育事務委託ニ關スル經費ニ付亦同ジ

第三十四條　地方長官ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スト認ムルトキハ北海道地方費又ハ府縣ハ町村又ハ町村學校組合ニ相當ノ補助ヲ與フベシ

一　町村ニ付第二十五條第一項第一號ノ事情アルモ同項ノ規定ニ依ルコトヲ得ザルトキ

二　町村學校組合ノ資力ガ國民學校ノ經費ノ負擔ニ堪ヘザルトキ又ハ市町村學校組合若ハ町村學校組合ノ一部タル町村ノ資力ガ其ノ學校組合費ノ分擔ニ堪ヘザルトキ

三　町村又ハ町村學校組合ノ資力ガ兒童教育事務委託ニ關スル經費ノ負擔ニ堪ヘザルトキ

地方長官前項ノ規定ニ依ル認定ヲ爲サントスルトキハ北海道參事會又ハ府縣參事會ノ意見ヲ聞クベシ

第三十五條　訓導、養護訓導及准訓導ノ檢定竝ニ國民學校教員免許狀及國民學校養護訓導免許狀ニ關スル經費ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

第三十六條　國民學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スルコトヲ得ズ但シ特修科ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

特別ノ事情アルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ國民學校ニ於テ授業料ヲ徵收スルコトヲ得

授業料ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ收入トス

授業料ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第八章　管理及監督

第三十七條　市町村長、市町村學校組合管理者又ハ町村學校組合ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ屬スル國民學校ニ關スル教育事務ヲ管掌シ國民學校ヲ管理ス

第三十八條　市町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ國民學校ニ關スル教育事務ノ爲市制第八十三條若ハ町村制第六十九條ノ規定又ハ其ノ準用規定ニ依リ學務委員ヲ置クベシ此ノ場合ニ於テハ市町村會、市町村學校組合會又ハ町村學校組合會ノ議決ニ依ルコトヲ要セズ

學務委員ニハ國民學校職員ヲ加フベシ

委員中國民學校職員ヨリ出ヅル者ハ市町村長、市町村學校組合管理者又ハ町村學校組合管理者之ヲ任免ス

第三十九條　學務委員ノ職務其ノ他ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十條　國民學校職員ノ執行スル國ノ國民學校ニ關スル教育事務ハ地方長官之ヲ監督ス

第九章　雜則

第四十一條　町村組合ニシテ其ノ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ之ヲ一町村、其ノ組合吏員ハ之ヲ町村吏員、其ノ組合員ハ之ヲ町村會ト看做ス

第四十二條　町村制ヲ施行セザル地域ニ於テハ本令中町村、町村組合、町村吏員、町村組合吏員、町村會及町村組合會ニ關スル規定ハ其ノ地域ニ於ケル此等ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

第三十八條第一項中町村制第六十九條トアルハ前項ノ地域ニ於テハ北海道一級町村制第一條又ハ北海道二級町村制第七十二條トス

第一項ノ地域ニ於テ本令ニ依リ難キ事項ニ關シテハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

第四十三條　市町村ハ其ノ負擔ヲ以テ國民學校ニ類スル各種學校ヲ設置スルコトヲ得

市町村又ハ町村ハ其ノ協議ニ依リ市町村學校組合又ハ町村學校組合ヲ設ケ國民學校ニ類スル各種學校ヲ設置スルコトヲ得

第四十四條　前條ノ國民學校ニ類スル各種學校ノ設置及廢止ハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

國民學校ニ類スル各種學校ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十五條　國民學校ニ非ザル學校ハ國民學校ト稱スルコトヲ得ズ但シ官立又ハ道府縣立ノ學校ニ於テ國民學校ノ課程ニ相當スル課程ヲ履修セシムル部分ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ

附　則

第四十六條　本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和六年四月一日以前ニ出生シタル兒童ヲ就學セシムベキ期間ニ付テハ第八條ノ規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

第四十七條　市町村立小學校長及教員名稱及待遇、市制町村制ヲ施行セザル地方ノ小學校教育規程及明治二十七年勅令第十一號ハ之ヲ廢止ス

第四十八條　本令施行ノ際現ニ存スル市町村立ノ尋常小學校、高等小學校及尋常高等小學校ハ夫々本令ニ依ル初等科ノミヲ置ク國民學校、高等科ノミヲ置ク國民學校竝ニ初等科及高等科ヲ置ク國民學校トス

第四十九條　本令施行ノ際現ニ存スル市町村立ノ高等小學校及尋常高等小學校高等科ノ第三學年ハ本令ニ依ル特修科トス

第五十條　尋常小學校ヲ卒業シタル者、高等小學校第一學年ヲ修了シタル者及修業年限二箇年ノ高等小學校ヲ卒業シ又ハ修業年限三箇年ノ高等小學校第二學年ヲ修了シタル者ハ夫々之ヲ國民學校初等科ヲ修了シタル者、國民學校高等科第一學年ヲ修了シタル者及國民學校高等科ヲ修了シタル者ト看做ス

第五十一條　本令施行ノ際現ニ存スル小學校令第十四條第二項ノ規定又ハ其ノ準用規定ニ依リ設ケタル市町村學校組合及町村學校組合ハ之ヲ本令ニ依リ設ケタルモノト看做ス

第五十二條　本令施行ノ際現ニ存スル私立小學校ハ之ヲ私立學校令ニ依リ設立セラレタルモノト看做ス

本令施行ノ際現ニ學齡兒童ガ前項ノ學校ニシテ其ノ課程ニ付第十一條ノ規定ニ依ル認定ナキモノニ就學スルトキハ第八條ニ規定スル保護者ノ義務ノ履行ニ關シテハ其ノ期間國民學校ニ就學スルモノト看做ス

第五十三條　本令施行ノ際現ニ存スル小學校ニ類スル各種學校ニシテ私人ノ費用ヲ以テ設置セルモノハ之ヲ私立學校令ニ依リ設立セラレタルモノト看做ス

第五十四條　本令施行前ニ授與シタル小學校教員免許狀ハ之ヲ第十八條第三項ノ規定ニ依リ授與シタル國民學校教員免許狀ト看做ス

第五十五條　本令施行ノ際現ニ奏任官ノ待遇ヲ受クル市町村立小學校訓導ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ國民學校訓導ニ同待遇俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ市町村立小學校訓導ノ職ニ在ル者（前項ノ規定ニ該當スル者ヲ除ク）別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ國民學校訓導ニ同俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ奏任官ノ待遇ヲ受クル市町村立小學校長ヲ發ネシメラレタル市町村立小學校訓導ニシテ休職中ノ

モノ別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ休職ノ儘國民學校訓導ニ同待遇俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトシ當該休職ニ仕テハ仍從前ノ例ニ依ル

本令施行ノ際現ニ市町村立小學校訓導ニシテ休職中ノモノ（前項ノ規定ニ該當スル者ヲ除ク）別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ休職ノ儘國民學校訓導ニ同俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトシ當該休職ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第五十六條　本令施行ノ際現ニ小學校令第四十八條第一項ノ規定ニ依リ減俸中ノ者又ハ同條第二項ノ規定ニ依リ業務停止中ノ者ノ當該減俸又ハ業務停止ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

本令施行前小學校令第四十八條ノ規定ニ依リ懲戒又ハ業務停止ノ處分ヲ爲スベカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第五十七條　小學校令第五十條ノ規定ニ依ル免職若ハ業務停止又ハ免許狀褫奪ノ處分ニ對スル訴願ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第五十八號　町村制ヲ施行セザル地域ニ於テ本令施行ノ際現ニ學務委員ノ職ニ在ル者ハ之ヲ本令ニ依ル學務委員ト看做ス

二　國民學校令施行規則

昭和十六年三月十四日
文部省令第四號

小學校令施行規則ヲ左ノ通改正ス

國民學校令施行規則

第一章　教則及編制
　第一節　總　則
　第二節　教科及科目
　第三節　教科用圖書、映畫及放送
　第四節　學年及式日
　第五節　編　制
　第六節　特修科
第二章　設　備
第三章　就　學
第四章　免許狀及檢定
　第一節　免許狀
　第二節　檢　定
第五章　職　員
第六章　授業料
第七章　學務委員
第八章　雜　則
附　則

國民學校令施行規則

第一章　教則及編制

第一節　總　則

第一條　國民學校ニ於テハ國民學校令第一條ノ旨趣ニ基キ左記事項ニ留意シテ兒童ヲ教育スベシ

一　教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シテ教育ノ全般ニ亙リ皇國ノ道ヲ修練セシメ特ニ國體ニ對スル信念ヲ深カラシムベシ

二　國民生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ體得セシメ情操ヲ醇化シ健全ナル心身ノ育成ニ力ムベシ

三　我ガ國文化ノ特質ヲ明ナラシムルト共ニ東亞及世界ノ大勢ニ付テ知ラシメ皇國ノ地位ト使命トノ自覺ニ導キ大

國民タルノ資質ヲ啓培スルニ力ムベシ

四　心身ヲ一體トシテ教育シ教授、訓練、養護ノ分離ヲ避クベシ

五　各教科竝ニ科目ハ其ノ特色ヲ發揮セシムルト共ニ相互ノ關聯ヲ緊密ナラシメ之ヲ國民錬成ノ一途ニ歸セシムベシ

六　儀式、學校行事等ヲ重ンジ之ヲ教科ト併セ一體トシテ教育ノ實ヲ擧グルニ力ムベシ

七　家庭及社會トノ聯絡ヲ緊密ニシ兒童ノ教育ヲ全カラシムルニ力ムベシ

八　教育ヲ國民ノ生活ニ卽シテ具體的實際的ナラシムベシ

高等科ニ於テハ尚將來ノ職業生活ニ對シ適切ナル指導ヲ行フベシ

九　兒童心身ノ發達ニ留意シ男女ノ特性、個性、環境等ヲ顧慮シテ適切ナル教育ヲ施スベシ

十　兒童ノ興味ヲ喚起シ自修ノ習慣ヲ養フニ力ムベシ

第二節　教科及科目

第二條　國民科ハ我ガ國ノ道德、言語、歷史、國土國勢等ニ付テ習得セシメ特ニ國體ノ精華ヲ明ニシテ國民精神ヲ涵養シ皇國ノ使命ヲ自覺セシムルヲ以テ要旨トス

皇國ニ生レタル喜ヲ感ゼシメ敬神、奉公ノ眞義ヲ體得セシムベシ

我ガ國ノ歷史、國土ガ優秀ナル國民性ヲ育成シタル所以ヲ知ラシムルト共ニ我ガ國文化ノ特質ヲ明ニシテ其ノ創造發展ニ力ムルノ精神ヲ養フベシ

他教科ト相俟チテ政治、經濟、國防、海洋等ニ關スル事項ノ教授ニ留意スベシ

第三條　國民科修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キテ國民道德ノ實踐ヲ指導シ兒童ノ德性ヲ養ヒ皇國ノ道義的使命ヲ自覺セシムルモノトス

初等科ニ於テハ平易ナル實踐ノ指導ヨリ始メ道德的情操ヲ涵養シ具體的事實ニ卽シテ國民道德ノ大要ヲ會得セシムベシ

高等科ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ一層之ガ徹底ヲ期シ特ニ職分ヲ通ジテ公ニ奉ズルノ覺悟ヲ鞏固ナラシムベシ

女兒ニ對シテハ特ニ婦德ノ涵養ニ留意スベシ

祭祀ノ意義ヲ明ニシ敬神ノ念ヲ涵養スルニ力ムベシ

我ガ國ノ政治、經濟及國防ガ國體ニ淵源スル所以ヲ會得セシメ立憲政治ノ精神、產業ト經濟トノ國家的意義及國防ノ本義ヲ明ニシテ遵法、奉公ノ精神ヲ涵養スベシ

禮法ノ實踐ヲ指導シ禮ノ精神ヲ會得セシムルト共ニ公衆道德ニ付テ適切ナル指導ヲ爲シ品位ノ向上ニ力ムベシ

躾ヲ重ンジ善良ナル習慣ヲ養フニ力ムベシ

第四條　國民科國語ハ日常ノ國語ヲ習得セシメ其ノ理會力ト發表力トヲ養ヒ國民的思考感動ヲ通ジテ國民精神ヲ涵養スルモノトス

國語ニ於テハ讀ミ方綴リ方書キ方話シ方ヲ課スベシ

讀ミ方ニ於テハ正シク讀ム力ヲ養フト共ニ言語ノ練習ニ留意シ且正確ニ書寫スルコトヲ指導シ以テ讀解力ト發表力トヲ陶冶スベシ

讀ミ方ハ兒童ノ生活ニ卽スル言語ヨリ始メ日常ノ言語ヲ基礎トスル口語文ニ進ミ更ニ平易ナル文語文ニ及ブベク兒童生活ノ表現ニ出發シテ國民生活ノ諸相ニ展開セシムルト共ニ國語ノ規準トナリ創造力ヲ養フニ足ルモノタルベシ

高等科ニ於テハ著名ナル作品ヲ加フベシ

綴リ方ニ於テハ兒童ノ生活ヲ中心トシテ事物現象ノ見方考ヘ方ニ付適正ナル指導ヲ爲シ平明ニ表現スルノ能ヲ得シムルト共ニ創造力ヲ養フベシ

書キ方ニ於テハ文字ヲ明確端正ニ書ク力ヲ養フベシ

話シ方ニ於テハ兒童ノ自由ナル發表ヨリ始メ次第ニ之ヲ醇正ナラシメ併セテ聽キ方ノ練習ヲ爲スベシ

話シ方ハ主トシテ讀ミ方綴リ方等ニ於テ之ヲ指導シ尙各教科諸行事等ニ現ルル事項ヲ話題トシテ練習セシメ實際的效果ヲ擧グルニ力ムベシ

發音ヲ正シ抑揚ニ留意シ進ミテハ文章ニ卽シテ適宜語法ノ初歩ヲ授ケ醇正ナル國語ノ使用ニ習熟セシムベシ

他ノ教科及兒童ノ日常生活ニ於テモ醇正ナル國語ヲ使用セシムルコトニ留意スベシ

我ガ國語ノ特質ヲ知ラシメ國語ヲ尊重愛護スルノ念ニ培ヒ其ノ醇化ニ力ムルノ精神ヲ養フベシ

第五條　國民科國史ハ我ガ國ノ歷史ニ付テ其ノ大要ヲ會得セシメ皇國ノ歷史的使命ヲ自覺セシムルモノトス

初等科ニ於テハ肇國ノ宏遠、皇統ノ無窮、歷代天皇ノ鴻業、忠良賢哲ノ事蹟、擧國奉公ノ史實等ニ卽シテ皇國發展ノ跡ヲ知ラシムベシ

高等科ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メ國運ノ隆昌、文化ノ發展ガ肇國ノ精神ノ顯現ナル所以ヲ會得セシムルト共ニ諸外國トノ歷史的關係ヲ明ナラシムベシ

國史ノ時代的樣相ニ留意シテ一貫セル肇國ノ精神ヲ具體的ニ感得把握セシムベシ

鄕土ニ關係深キ史實ハ國史トノ關聯ニ留意シテ具體的直觀的ニ習得セシムベシ

年表、時代表、地圖、標本、繪畫、映畫等ヲ利用シテ具體的直觀的ニ習得セシムベシ

第六條　國民科地理ハ我ガ國土國勢及諸外國ノ情勢ニ付テ其ノ大要ヲ會得セシメ國土愛護ノ精神ヲ養ヒ東亞及世界ニ於ケル皇國ノ使命ヲ自覺セシムルモノトス

初等科ニ於テハ鄕土ノ觀察ヨリ始メ我ガ國土及東亞ヲ中心トスル地理ノ大要ヲ授ケ我ガ國土ヲ正シク認識セシムベシ

高等科ニ於テハ世界地理及我ガ國勢ノ大要ヲ授クベシ

自然ト生活トノ關係ヲ具體的ニ考察セシメ特ニ我ガ國民生活ノ特質ヲ明ナラシムベシ

鄕土ノ觀察ハ國史、理數科等ト相俟チテ統一アル指導ヲ爲スベシ

簡易ナル見取圖、模型ノ製作等適當ナル地理的作業ヲ課スベシ

地圖、模型、圖表、標本、寫眞、繪畫、映畫等ヲ利用シテ具體的直觀的ニ習得セシムベシ

讀圖力ノ養成ニ力メ遠足、旅行其ノ他適當ナル機會ニ之ガ實地指導ヲ爲スベシ

第七條　理數科ハ通常ノ事物現象ヲ正確ニ考察シ處理スルノ能ヲ得シメ之ヲ生活上ノ實踐ニ導キ合理創造ノ精神ヲ涵養シ國運ノ發展ニ貢獻スルノ素地ニ培フヲ以テ要旨トス

科學ノ進歩ガ國家ノ興隆ニ貢獻スル所以ヲ理會セシムルト共ニ皇國ノ使命ニ鑑ミ文化創造ノ任務ヲ自覺セシムベ

シ

數理及自然ノ理法ヲ自發的持久的ニ推究スル態度ヲ養フベシ

分析的論理的ニ考察スル力ヲ養フト共ニ全體的直覺的ニ把握スル態度ヲ重ンズベシ

觀察實驗ヲ重ンジ實測、調査、作圖、工作等ノ作業ニ依リテ理論ヲ確實ナラシメ發見工夫ノ態度ヲ養フニ力ムベシ

國防ガ科學ノ進歩ニ負フ所大ナル所以ヲ知ラシメ國防ニ關スル常識ヲ養フベシ

第八條　理數科算數ハ數、量、形ニ關シ國民生活ニ須要ナル普通ノ知識技能ヲ得シメ數理的處理ニ習熟セシメ數理思想ヲ涵養スルモノトス

初等科ニ於テハ數、量、形ニ關スル日常普通ノ知識、處理方法ヲ授クベシ

高等科ニ於テハ其ノ程度ヲ進メ產業、經濟、國防等ニ關シ須要ナル數量的事項ヲ授クベシ

計算ハ暗算、筆算、珠算ヲ用フベシ

日常生活ニ於ケル數量相互ノ關係ヲ明ナラシメ數理的考察ノ正確ヲ期スベシ

基礎的知識技能ノ反復練習ヲ重視シ應用自在ナラシムルニ力ムベシ

持久的ニ思考シ究明スルノ態度ヲ養フベシ

第九條　理數科理科ハ自然界ノ事物現象及自然ノ理法ト其ノ應用ニ關シ國民生活ニ須要ナル普通ノ知識技能ヲ得シメ科學的處理ノ方法ヲ會得セシメ科學的精神ヲ涵養スルモノトス

初等科ニ於テハ兒童ノ環境ニ於ケル自然ノ觀察ヨリ始メ日常普通ノ自然物、自然現象、其ノ相互竝ニ人生トノ關係、人體生理及自然ノ理法ト其ノ應用ニ關スル事項ヲ授クベシ

高等科ニ於テハ其ノ程度ヲ進メ產業、國防、災害防止、家事ニ關スル事項ヲモ授クベシ

自然ニ親シミ自然ヨリ直接ニ學ブノ態度ヲ養フベシ

植物ノ栽培、動物ノ飼育ヲ爲サシメ生物愛育ノ念ニ培フト共ニ繼續的ノ觀察實驗ニ依リテ持久的ニ研究スルノ態度ヲ養フベシ

實地ノ觀察ヲ重視スルト共ニ標本、模型、繪畫、映畫等ヲ利用シ理會ヲ助クベシ

人體生理ニ關聯シテ日常ノ衞生及國民保健ノ必要ナル所以ヲ知ラシメ體錬科ト相俟チテ其ノ實踐ニ力メシムベシ

職能科工作ト相俟チテ機械器具ノ取扱ニ慣レシメ科學的技能ノ修練ニ力メシムベシ

自然界ニ於ケル事物現象ノ全體的關聯ノ理會ニ力メ進ンデ自然ノ妙趣ト恩惠トヲ感得セシムルニ力ムベシ

第十條　體錬科ハ身體ヲ鍛錬シ精神ヲ錬磨シテ潤達剛健ナル心身ヲ育成シ獻身奉公ノ實踐力ニ培フヲ以テ要旨トス

男、女、姿勢其ノ他訓練ノ效果ヲ日常生活ニ具現セシムルニ力ムベシ

特ニ兒童心身ノ發達、男女ノ特性ヲ顧慮シテ適切ナル指導ヲ爲スベシ

衞生養護ニ留意シ身體檢查ノ結果ヲ參酌シテ指導ノ適正ヲ期スベシ

強靱ナル體力ト旺盛ナル精神力トガ國力發展ノ根基ニシテ特ニ國防ニ必要ナル所以ヲ自覺セシムベシ

第十一條　體錬科體操ハ體操、教練、遊戲競技及衞生ヲ課シ心身ノ健全ナル發達ヲ圖ルト共ニ團體訓練ヲ行ヒ規律ヲ守リ協同ヲ尚ブノ習慣ヲ養フモノトス

初等科ニ於テハ初ハ遊戲及簡易ナル全身運動ニ重キヲ置キ漸次複雜ナル運動ニ進ムト共ニ團體運動ヲ規律的ナラシムベシ

高等科ニ於テハ其ノ程度ヲ進メ男兒ニ在リテハ特ニ教練ヲ重ンズベシ

教練ニ於テハ特ニ團體訓練ヲ重ンジ規律協同ヲ尚ビ服從ノ精神ヲ涵養スルニ力ムベシ

遊戲競技ニ於テハ特ニ快活ナル心情、公明ナル態度ヲ養フニ力ムベシ

衛生ニ於テハ衛生上ノ基礎的訓練ヲ重ンジ漸次其ノ程度ヲ進メ救急看護等ヲモ加フベシ

教材ハ一部ノモノニ偏スルコトナク各種目相倚リテ體操ノ目的ヲ達成セシムベシ

兒童ヲシテ運動及衛生ノ必要ヲ理會セシメ進ンデ之ヲ實行スルノ習慣ニ導クベシ

第十二條　體錬科武道ハ武道ノ簡易ナル基礎動作ヲ習得セシメ心身ヲ錬磨シテ武道ノ精神ヲ涵養スルニ資セシムルモノトス

初等科ニ於テハ男兒ニ對シ劍道及柔道ヲ課スベシ

高等科ニ於テハ其ノ程度ヲ進メテ之ヲ課スベシ

女兒ニ對シテハ薙刀ヲ課スルコトヲ得

心身ヲ一體トシテ訓練シ禮節ヲ尚ビ廉恥ヲ重ンズルノ氣風ヲ涵養スルニ力ムベシ

第十三條　藝能科ハ國民ニ須要ナル藝術技能ヲ修練セシメ情操ヲ醇化シ國民生活ノ充實ニ資セシムルヲ以テ要旨トス

技巧ニ流レズ精神ヲ訓練スルコトヲ重ンジ眞摯ナル態度ヲ養フベシ

我ガ國藝術技能ノ特質ヲ知ラシメ工夫創造ノ力ヲ養フニ力ムベシ

教材ハ成ルベク土地ノ情況ニ應ジ生活ノ實際ニ即シ且國民的情操ノ陶冶ニ資スルモノタルベシ

日常生活ニ於ケル應用ヲ指導シ個性ノ伸長ニ留意スルト共ニ適宜共同作業ヲ課スベシ

樂器ヲ重ンジ姿勢ニ留意シ用具、材料ニ付テ適切ナル指導ヲ爲スベシ

第十四條　藝能科音樂ハ歌曲ヲ正シク歌唱シ音樂ヲ鑑賞スルノ能力ヲ養ヒ國民的情操ヲ醇化スルモノトス

初等科ニ於テハ平易ナル單音唱歌ヲ課シ適宜輪唱歌及重音唱歌ヲ加ヘ且音樂ヲ鑑賞セシムベシ又器樂ノ指導ヲ爲スコトヲ得

歌唱ニ即シテ適宜樂典ノ初歩ヲ授クベシ

高等科ニ於テハ其ノ程度ヲ進メテ之ヲ課スベシ

歌詞及樂譜ハ國民的ニシテ兒童ノ心情ヲ快活純美ナラシメ德性ノ涵養ニ資スルモノタルベシ

兒童ノ音樂的資質ヲ啓發シテ高雅ナル趣味ヲ涵養シ國民音樂創造ノ素地タラシムベシ

發音及聽音ノ練習ヲ重ンジ自然ノ發聲ニ依ル正シキ發音ヲ爲サシメ且音ノ高低、强弱、音色、律動、和音等ニ對シ鋭敏ナル聽覺ノ育成ニ力ムベシ

祭日祝日等ニ於ケル唱歌ニ付テハ周到ナル指導ヲ爲シ敬虔ノ念ヲ養ヒ愛國ノ精神ヲ昂揚スルニ力ムベシ

學校行事及團體的行動トノ關聯ニ留意スベシ

第十五條　藝能科習字ハ文字書寫ノ技能ヲ修練セシメ鑑賞スルノ能力ヲ養ヒ國民的情操ヲ醇化スルモノトス

初等科ニ於テハ「カナ」、楷書及行書ノ書法ヲ授クベシ

高等科ニ於テハ其ノ程度ヲ進メ更ニ草書ヲ加フベシ

國民科國語トノ關聯ニ留意シ生活ノ實際ニ適切ナルモノヲ選ブベシ

第十六條　藝能科圖畫ハ形象ヲ看取シ表現シ且作品ヲ鑑賞スルノ能力ヲ養ヒ國民的情操ヲ醇化シ創造力ヲ涵養スルモノトス

初等科ニ於テハ思想畫及寫生畫ヲ主トシ適宜臨畫、圖案及用器畫ヲ併セ課スベシ

高等科ニ於テハ寫生畫、圖案及用器畫ヲ主トシ臨畫及思想畫ヲ加ヘ適宜繪畫其ノ他ノ美術ヲ鑑賞セシムベシ

教材ハ生活ノ實際ニ卽シ國民的情操ノ陶冶ニ資スルモノタルベシ

我ガ國ノ傳統的技法ヲ尊重スルト共ニ東西ノ樣式ノ別ニ拘泥スルコトナク廣ク之ヲ指導ノ上ニ活用シテ兒童ノ性能ヲ伸長スルニ力ムベシ

形體色彩ニ關スル基礎的知識ヲ授クベシ

第十七條　藝能科工作ハ物品ノ製作ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ機械ノ取扱ニ關スル常識ヲ養ヒ工夫考案ノ力ニ培フモノトス

初等科ニ於テハ紙、絲、布、粘土、セメント、竹、木、金屬等ノ材料ニ依ル工作ヲ課スベシ

高等科ニ於テハ木工、金工、セメント工、手藝(女兒)ヲ課スベシ

前項ノ外必要ニ應ジ其ノ他ノ工作、圖案及製圖ヲ課スルコトヲ得

機械器具ノ操作、分解、組立、修理等ニ付テ指導スベシ

實業科工業ヲ課スル場合ニハ適宜之ト併セ課スルコトヲ得

材料、工具等ニ關スル知識ノ大要ヲ授ケ材料ノ利用節約、工具ノ整理保存等ニ付テ指導スベシ

材料技法ノ進歩ニ注意シ之ヲ指導ノ上ニ活用シテ兒童ノ性能ヲ伸長スルニ力ムベシ

適宜共同製作ヲ課スベシ

第十八條　藝能科裁縫ハ普通ノ衣類ノ裁縫ニ習熟セシメ衣類ニ關スル常識ヲ養ヒ婦德ノ涵養ニ資スルモノトス

初等科ニ於テハ運針、簡易ナル衣類ノ裁チ方、縫ヒ方及繕ヒ方ヲ課スベシ

高等科ニ於テハ其ノ程度ヲ進メテ之ヲ課シ且材料ノ選擇、整理、保存其ノ他衣類ニ關スル常識ヲ養フベシ

家事ト相俟チ家ヲ齊ヘテ國ニ報ズルノ精神ヲ涵養スベシ

日常所用ノ材料ヲ用ヒ土地ノ情況ニ適切ナル指導ヲ爲シ利用節約ノ習慣、工夫考案ノ力ヲ養フニ力ムベシ

襟ヲ重ンジ姿勢態度ニ留意シ用具ノ適切ナル使用竝ニ整理ニ付テ訓練スベシ

第十九條　藝能科家事ハ我ガ國家庭生活ニ於ケル女子ノ任務ヲ知ラシメ實務ヲ習得セシメ婦德ノ涵養ニ資スルモノトス

衣裏、敬老、育兒、食物、住居、衞生、看護、家計等ニ付家庭生活上日常須知ノ事項ヲ授クベシ

裁縫ト相俟チ家ヲ齊ヘテ國ニ報ズルノ精神ヲ涵養スベシ

國民科トノ關聯ニ留意シ禮法ヲ重ンジ我ガ國家庭生活ニ於ケル醇風美俗ノ維持發揚ニ力メシムベシ

理數科トノ關聯ニ留意シ家事ヲ科學的ニ處理スルノ態度ヲ養ヒ家庭生活ノ充實改善ニ付テ指導スベシ

襟ヲ重ンジ動勞ノ習慣ヲ養ヒ利用節約、清潔整頓等ニ付テ訓練スベシ

第二十條　實業科ハ產業ノ一般ヲ理會セシメ農業、工業、商業又ハ水產ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シムルト共ニ勤勞ノ習慣ヲ養ヒ產業ノ國家的使命ヲ自覺セシメ國運ノ發展ニ貢獻スルノ素地ニ培フヲ以テ要旨トス

地方ノ實情ニ應ジテ農業、工業、商業、水產ノ一科目又ハ數科目ヲ設クベシ尙一科目ニ他ノ科目ノ敎材ヲ併セ課ス

ルコトヲ得

職業指導ニ關シ必要ナル事項ヲ授クベシ

必要ニ應ジテ簡易ナル外國語ヲ課スルコトヲ得

我ガ國產業ノ情勢及特質ヲ明ニシ國運ノ發展ガ產業ニ負フ所大ナル所以ヲ知ラシメ產業ヲ通ジテ國ニ報ズルノ信念ヲ養フベシ

產業ト國防トノ關聯ニ留意スベシ

實社會トノ關聯ヲ保チ實習訓練ヲ重ンズベシ

海外發展ニ關シテ適當ナル指導ヲ爲スベシ

第二十一條　實業科農業ハ農業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ其ノ實踐ヲ指導シ我ガ國農業ノ歷史的意義ヲ明ニシ農ヲ尙ブノ精神ヲ養フモノトス

農業及林業ノ一般ニ付地方ノ實情ヲ考慮シテ適切ナル事項ヲ授クベシ

實習ニ依リ心身ヲ鍛錬シ國土自然ニ對スル報恩感謝ノ念ヲ養フベシ

農山村ノ經濟生活ヲ理會セシメ其ノ振興ニ關シ適切ナル指導ヲ爲スベシ

第二十二條　實業科工業ハ工業ノ大要ヲ理會セシメ其ノ一部ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ其ノ實踐ヲ指導シ工夫考案ノ力ヲ養フモノトス

地方ノ實情、男女ノ別等ニ應ジテ適當ナル種類ノ工業ヲ選ビ必要ナル事項ヲ授クベシ

基礎的技能ノ習得ニ力メシムルト共ニ正確綿密ニ處理スルノ態度ヲ養フコトニ留意スベシ

實習ヲ重ンジ力メテ實地ノ見學ヲ爲サシメ適切ナル指導ヲ爲スベシ

第二十三條　實業科商業ハ商業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ配給ノ意義ヲ明ニシ信義ヲ重ンズルノ精神ヲ養フモノトス

商業ノ一般ニ付實際ニ適切ナル基本事項ヲ授クベシ

見學ヲ重ンジ地方ノ實情ニ應ジテ適切ナル指導ヲ爲スベシ

第二十四條　實業科水產ハ水產ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ敢爲進取ノ氣象ヲ養ヒ海事思想ノ涵養ニ力ムルモノトス

水產ノ一般ニ付地方ノ實情ヲ考慮シテ適切ナル事項ヲ授クベシ

實習ヲ重ンジ心身ノ鍛錬ニ力ムベシ

漁村ノ經濟生活ヲ理會セシメ其ノ振興ニ關シ適切ナル指導ヲ爲スベシ

第二十五條　國民學校令第四條第七項ノ規定ニ依リ科目ヲ設ケントスルトキハ管理者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ止メントスルトキ亦同ジ

第二十六條　兒童身體ノ情況ニ依リ履修スルコト能ハザル教材ハ之ヲ其ノ兒童ニ課セザルコトヲ得

第二十七條　初等科ノ課程ハ第一號表ニ依ル

第一學年第一學期ノ每週授業總時數ハ十八時迄ト爲スコトヲ得

第五十四條ノ規定ニ依リ二部ニ分チテ授業ヲ行フ場合ニ於テハ每週授業時數ハ第一學年及第二學年ニ在リテハ十八時迄、其ノ他ノ學年ニ在リテハ之ヲ二十四時迄ト爲スコトヲ得

第三十五條　兒童ニ使用セシムベキ地ニ關スル圖書ハ道府縣ニ於テ編纂シ文部大臣ノ認可ヲ受ケルモノニシテ

ルモノヲ用ユルノ外ハ教科用圖書中ニ揭ゲルモノニ付檢定シタルモノヲ用ユルノ外ハ共ノ學校ニ於テ

第三十六條　教科用圖書ハ教育ニ關係アル者ニ特ニ適當ナル者ヲ選ビ地方長官ノ認可ヲ受ケタル者ニ非サレハ編纂ニ從事スルコトヲ得ス

第三十七條　前二條ニ規定スルモノヲ除キ文部省ニ於テ著作權ヲ有スル教科用圖書ヲ使用セシムルコトヲ得

第三十八條　教科用圖書同一ノ科目ニ關シ數種アルトキハ共ノ中ニ就キ地方長官之ヲ採定ス

前項ノ規定ニ依リ文部省ニ於テ著作權ヲ有スル教科用圖書以外ノモノノ中ニ就キ採定セントスル場合ハ文部大臣ノ認可ヲ受クベシ

教科用圖書ハ之ヲ解體シタル圖書若ハ之ニ類似シタル圖書ヲ解體シタル圖書ハ之ヲ兒童ニ使用セシムルコトヲ得

第四十條　國民學校ニ於テ使用スル映畫ハ文部大臣ノ檢定シタルモノタルベシ

第四十一條　文部大臣ノ指定スル種目ノ放送ハ之ヲ授業ノ上ニ使用スルコトヲ得

第四節　學年及式日

第四十二條　國民學校ノ學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

學期ハ地方長官之ヲ定ムベシ

第四十三條　毎日ノ授業ヲ始ムル時ハ學校長之ヲ定ムベシ

第四十四條　國民學校ニ於テ第二十一條ニ規定スル課程ニ依ル授業ヲ行ハザル日ハ左ノ如シ

國民學校令施行規則

ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ムベシ

第二十四條　學校長ハ初等科、高等科又ハ特殊科ノ課程ヲ修了セリト認メタル者ニハ修了證書ヲ授與スベシ

學校長ハ各學年ノ課程ヲ修了シタリト認メタル者ニハ修業證書、第二十條ノ規定ニ依リ一學年間學ビタル者ニハ學年證書

教科用圖書ノ映畫及放送ヲ使用スルコトヲ得

第三節　教科用圖書

第二十五條　兒童ニ使用セシムベキ教科用圖書ハ文部大臣ノ檢定シタルモノ又ハ文部大臣ノ著作權ヲ有スルモノニシテ

第二十六條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第二十七條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第二十八條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第二十九條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第三十條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第三十一條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第三十二條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第三十三條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第三十四條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第三十五條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第三十六條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第三十七條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第三十八條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第三十九條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第四十條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第四十一條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第四十二條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第四十三條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第四十四條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第四十五條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第四十六條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第四十七條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第四十八條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第四十九條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第五十條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第五十一條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第五十二條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第五十三條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第五十四條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第五十五條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第五十六條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第五十七條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第五十八條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第五十九條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第六十條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第六十一條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第六十二條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第六十三條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第六十四條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第六十五條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第六十六條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第六十七條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第六十八條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第六十九條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第七十條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第七十一條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第七十二條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第七十三條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第七十四條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第七十五條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第七十六條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第七十七條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第七十八條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第七十九條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第八十條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第八十一條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第八十二條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第八十三條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第八十四條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第八十五條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第八十六條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第八十七條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第八十八條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第八十九條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第九十條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第九十一條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第九十二條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第九十三條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第九十四條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第九十五條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第九十六條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第九十七條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第九十八條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第九十九條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

第百條　教科用圖書ハ一學年ヲ通ジテ一種ヲ使用スルヲ例トス

一　一月一日及昭和二年勅令第二十五號ニ依リ休日タル祭日祝日

二　日曜日

三　夏季、冬季、學年末、農繁期其ノ他ニ於テ地方長官ノ定ムル日

第四十五條　前條ニ規定スル授業ヲ行ハザル日ハ每學年百三十日以內トス

特別ノ事情アルトキハ地方長官ニ於テ前項ノ日數ヲ增加スルコトヲ得

前條第三號ノ日數ハ學年ニ依リ之ヲ異ニスルコトヲ得

第四十六條　非常變災其ノ他急迫ノ事情アルトキハ學校長ニ於テ臨時授業ヲ行ハザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ地方長官ニ報告スベシ

第四十七條　紀元節、天長節、明治節及一月一日ニ於テハ職員及兒童學校ニ參集シテ左ノ式ヲ行フベシ

一　職員及兒童「君ガ代」ヲ合唱ス

二　職員及兒童ハ

天皇陛下

皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ

三　學校長ハ敎育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス

四、學校長ハ敎育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ諭告ス

五　職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス

御影ヲ拜戴セザル學校及特ニ地方長官ノ認可ヲ受ケ複寫シタル御影若ハ地方長官ニ於テ適當ト認メタル御影ヲ奉戴セザル學校ニ於テハ前項第二號ヲ缺ク

第五節　編制

第四十八條　國民學校ノ學級數ハ二十四學級以下トス

特別ノ事情アルトキハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

第四十九條　特別ノ事情ニ依リ國民學校ニ分敎場ヲ設ケントスルトキハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ止メントスルトキ亦同ジ

分敎場ノ學級數ハ六學級以下トス前條第一項ノ學級數ニ算入セズ

第五十條　一學級ノ兒童數ハ初等科ニ在リテハ六十人以下、高等科ニ在リテハ五十人以下トス

特別ノ事情アルトキハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

第五十一條　同一學年ノ女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ該學年ノ學級ヲ別ツベシ高等科ニ於テ各學年ヲ通ジ女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキ亦同ジ

前項ノ規定ハ初等科第一學年及同第二學年ノ兒童ノ學級編制ニ付テハ之ヲ適用セズ

第五十二條　國民學校ノ學級ノ編制ハ管理者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第五十三條　國民學校ニ於テハ身體虛弱、精神薄弱其ノ他心身ニ異常アル兒童ニシテ特別養護ノ必要アリト認ムルモノノ爲ニ特ニ學級又ハ學校ヲ編制スルコトヲ得

前項ノ學級又ハ學校ノ編制ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第五十四條　土地ノ情況ニ依リ初等科ニ於テハ全部若ハ一部ノ兒童ヲ前後二部ニ分チテ授業ヲ行フコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ其ノ期間ヲ定メテ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第五十五條　國民學校ニ於テハ各學級ニ國民學校訓導免許狀ヲ有スル訓導（以下本科訓導ト稱ス）一人ヲ置クベシ但シ初等科ニ於テハ國民學校初等科訓導免許狀ヲ有スル訓導（以下初等科訓導ト稱ス）ヲ以テ充ツルコトヲ得

高等科ニ於テハ前項ノ職員ノ外教科科目、授業時數、兒童數等ニ應ジ必要ナル員數ノ本科訓導若ハ國民學校專科訓導免許狀ヲ有スル訓導（以下專科訓導ト稱ス）ヲ置クベシ

初等科ニ於テハ適宜專科訓導ヲ置クコトヲ得

土地ノ情況ニ依リ初等科ニ在リテハ二學級毎ニ本科訓導若ハ初等科訓導一人及國民學校准訓導免許狀ヲ有スル准訓導若ハ國民學校初等科准訓導免許狀ヲ有スル准訓導（以下夫々本科准訓導、初等科准訓導ト稱ス）一人ヲ置クコトヲ得但シ特別ノ事情アルトキハ三學級ニ本科訓導若ハ初等科訓導又ハ初等科准訓導ヲ置キ兒童ノ教育ヲ補助セシムルコト必要アル場合ニ於テハ前各項ノ規定ニ依ルノ外尙本科准訓導又ハ初等科准訓導ヲ置クコトヲ得

前條ノ規定ニ依リ二部ニ分チテ授業ヲ行フ場合ニ於テハ前後二學級毎ニ本科訓導又ハ初等科訓導一人ヲ置クヲ常例トス

第五十六條　六學級以上ノ國民學校ニ於テハ學校長タル訓導ノ掌ル教育ヲ補助スル爲訓導一人若ハ准訓導一人ヲ置クコトヲ得

第五十七條　專科訓導ハ一校ヲ限リ他ノ國民學校ノ職員ヲ兼ヌルコトヲ得

第五十八條　全校兒童ヲ一學級ニ編制スル學校ヲ單級國民學校トシ二學級以上ニ編制スル學校ヲ多級國民學校トス

第六節　特修科

第五十九條　特修科ハ實業其ノ他土地ノ情況ニ適切ナル事項ヲ授クルト共ニ國民學校ノ教科ヲ補習セシムルヲ以テ目的トス

第六十條　特修科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ國民學校高等科ヲ修了シタル者及國民學校令第十一條ノ規定ニ依リ之ト同等以上ト認ムル課程ヲ修了シタル者トス

第六十一條　高等科ノ教科ニ關スル規定ハ特修科ニ之ヲ準用ス但シ土地ノ情況ニ依リ各教科及科目ノ毎週授業時數ハ學校長ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ別ニ之ヲ定ムルコトヲ得

第六十二條　第五十條中高等科ニ關スル規定及第五十五條第二項ノ規定ハ特修科ニ之ヲ準用ス

第六十三條　特修科ノ學級ハ男女ヲ分チテ之ヲ編制スベシ

第二章　設備

第六十四條　校舍、校地、校具及體操場ハ學校ノ規模ニ適應スルヲ要ス

校舍ハ教授上、管理上及衞生上適當ニシテ質朴堅牢ナランコトヲ要ス

校地ハ道德上及衞生上害ナク且兒童ノ通學ニ便利ナル場所ヲ選ブベシ

實業科農業ヲ課スル場合ハ實習地ヲ設クベシ

第六十五條　校舍ヲ新築、增築、改築シ又ハ校地、體操場若ハ實習地ヲ增減セントスルトキハ市町村、市町村學校組

合又ハ町村學校組合ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第六十六條　土地ノ情況ニ依リ成ルベク職員ノ住宅ヲ設クベシ

第三章　就學

第六十七條　市町村長ハ毎年十二月一日ノ現在ニ依リ其ノ市町村内ニ居住スル兒童ニシテ翌年四月ニ於テ其ノ年齡就學ノ始期ニ達スベキモノヲ調査シ第三號表ノ樣式ニ依リ十二月末日迄ニ其ノ學齡簿ヲ編製スベシ

第六十八條　市町村長ハ學齡簿編製後三月末日迄ニ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スベキ兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタルモノアルトキハ遲滯ナク之ヲ學齡簿ニ記入スベシ

市町村長ハ就學期間中ニ在ル兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタルモノアルトキハ遲滯ナク其ノ兒童ノ就學ノ始期ニ達シタル年ノ學齡簿ニ記入スベシ

市町村長ハ學齡簿ニ登載ノ兒童ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアルトキハ遲滯ナク之ヲ抹消スベシ但シ第二號ニ該當スル者アルトキハ市町村長ハ之ヲ抹消スルト同時ニ學齡簿ノ謄本ヲ兒童ノ轉住地ノ市町村長ニ送付スベシ

一　兒童死亡シタルトキ

二　兒童市町村外ニ轉住シタルトキ

三　兒童ノ居所一年以上分明ナラザルトキ

前項但書ニ依リ學齡簿ノ謄本ノ送付ヲ受ケタル市町村長ハ送付シタル市町村長ニ對シ遲滯ナク學齡簿ニ記入ノ手續ヲ完了シタル旨又ハ兒童ノ來住セザル旨通知スベシ

第二項及第三項ノ外學齡簿ニ記載ノ事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ遲滯ナク之ヲ加除訂正スベシ

第六十九條　市町村長ハ兒童ヲシテ國民學校ニ入學セシムベキ期日ヲ一月末日迄ニ其ノ保護者ニ通知スベシ

市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ使用ニ係ル國民學校二校以上アル場合ニ於テハ市町村長ハ前項ノ通知ヲ爲スニ當リ兒童ノ入學スベキ國民學校ヲ指定スベシ但シ兒童ノ保護者ハ其ノ兒童ヲ入學セシメントスル國民學校ヲ選定シテ之ヲ市町村長ニ申立シルコトヲ得

第七十條　市町村長ハ前條ノ規定ニ依リ通知シタル兒童ノ氏名及入學期日ヲ遲滯ナク關係學校長ニ通知スベシ其ノ通知ヲ爲シタル後兒童ノ就學ニ關シ異動ヲ生ジタルトキ亦同ジ

第七十一條　兒童ノ保護者ニ於テ其ノ兒童ヲ其ノ居住スル區域ノ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ設置スル國民學校以外ノ國民學校ニ又ハ國民學校令第十一條ニ規定スル學校ニ入學セシメントスルトキハ國民學校ニ在リテハ管理者、其ノ他ノ學校ニ在リテハ學校長ノ承諾書ヲ添ヘ關係市町村長ニ届出ヅベシ

第七十二條　就學スベキ兒童ニシテ國民學校令第九條ニ揭グル事由アルトキハ其ノ保護者ハ就學義務ノ免除又ハ猶豫ヲ市町村長ニ願出ヅベシ此ノ場合ニ於テハ醫師ノ診斷書等其ノ事由ヲ證スルニ足ルベキ書類ヲ添附スベシ

第七十三條　就學猶豫ノ期間ハ其ノ年四月ニ於テ其ノ年齡就學ノ始期ニ達スベキ兒童ニ在リデハ一年以下トス

齡就學ノ始期ニ達シタル兒童ニ在リテハ一年以下トス

第七十四條　左ニ揭グル學校ノ課程ハ國民學校令第十一條ニ規定スル課程トス

一　學習院初等科及中等科、女子學習院初等科及中等科、陸軍幼年學校、高等師範學校附屬中學校及附屬國民學校、師範學校附屬國民學校、高等學校尋常科、中學校、高等女學校、實業學校、專門學校入學者檢定規程ニ依リ卒業者ニ付文部大臣ノ指定シタル學校、盲學校及聾啞學校

二　前號ニ掲グル學校以外ノ學校ニシテ地方長官ニ於テ認定シタルモノ

第七十五條　前條第二號ノ認定ヲ受ケントスルトキハ當該學校ノ管理者又ハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ地方長官ニ申請スベシ

一　目的
二　名稱
三　位置
四　學則
五　教科用圖書
六　職員組織
七　校地、體操場及實習地ノ面積、校舎其ノ他建物ノ配置及附近ノ情況ヲ記載シタル圖面
八　經費及維持ノ方法
九　其ノ他地方長官ニ於テ必要ト認ムル事項

前項第一號乃至第六號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第二項第四號ノ學則ハ修業年限ニ關スル事項、兒童又ハ生徒ノ定員ニ關スル事項、教科内容及授業時數ニ關スル事項、學年、學期及授業ヲ行ハザル日ニ關スル事項、課程ノ修了ノ認定ニ關スル事項、入學退學ニ關スル事項、授業料入學料等ニ關スル事項ヲ規定シタルモノタルコトヲ要ス

第七十六條　地方長官ハ前條ノ規定ニ依リ認定ヲ爲シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ報告スベシ

一　目的
二　名稱
三　位置
四　學則
五　管理者又ハ設立者
六　認定ノ年月日

第七十七條　地方長官ハ第七十四條第二號ニ依リ認定シタル學校ノ授業、設備、其ノ他ノ事項ニシテ教育上不適當ナリト認ムルトキハ之ガ變更ヲ命ジ又ハ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

前項ノ命令ニ違反シタルトキハ地方長官ハ第七十四條第二號ニ依リ與ヘタル認定ヲ取消スコトヲ得

第七十八條　國民學校長ハ第四號表ノ樣式ニ依リ兒童ノ學籍簿ヲ編製スベシ

第七十九條　國民學校長ハ在學兒童ノ出席簿ヲ作リ其ノ出席缺席ヲ明ニスベシ

第八十條　國民學校長ハ第七十條ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタル兒童中入學期日後七日以内ニ其ノ國民學校ニ入學セザル者アルトキハ其ノ氏名ヲ關係市町村長ニ報告スベシ

第八十一條　在學ノ學齡兒童ニシテ正當ノ事由ナク引續キ七日間缺席シタルトキハ關係學校長ハ遲滯ナク其ノ保護者ニ對シ兒童ヲシテ出席セシムベキ旨ヲ通知シ仍引續キ七日以上出席セシメザルトキハ其ノ旨關係市町村長ニ報告スベシ

第八十二條　市町村長ニ於テ前二條ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ關係兒童ノ保護者ニ對シ其ノ兒童ノ就學又ハ出席ヲ督促スベシ

前項ノ規定ニ依リ二回以上ノ督促ヲ爲スモ仍就學又ハ出席セシメザルトキハ市町村長ハ其ノ旨地方長官ニ報告スベシ

第八十三條　地方長官ニ於テ前條第二項ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ關係兒童ノ保護者ニ對シ其ノ兒童ノ就學又ハ出席ヲ督促スベシ

第八十四條　國民學校長ハ每學年ノ終ニ初等科又ハ高等科ヲ修了シタル兒童ノ氏名ヲ遲滯ナク關係市町村長ニ報告スベシ

第八十五條　第七十四條各號ニ揭グル學校ニ在學スル兒童ニシテ國民學校ノ課程ニ相當スル課程ヲ修了シタルトキ又ハ其ノ課程ヲ修了セズシテ退學シタルトキハ關係學校長及兒童ノ保護者ハ其ノ旨關係市町村長ニ屆出ヅベシ

第四章　免許狀及檢定

第一節　免許狀

第八十六條　國民學校教員免許狀ハ之ヲ分チテ左ノ通トス

一　國民學校訓導免許狀
二　國民學校初等科訓導免許狀
三　國民學校專科訓導免許狀
四　國民學校准訓導免許狀
五　國民學校初等科准訓導免許狀

第八十七條　國民學校訓導免許狀ヲ有スル者ハ國民學校ノ全教科、國民學校初等科訓導免許狀ヲ有スル者ハ國民學校初等科ノ全教科、國民學校專科訓導免許狀ヲ有スル者ハ國民學校ノ國民科、理數科以外ノ教科中ノ一科目若ハ數科目又ハ國民學校令第四條第七項ノ規定ニ依リ設ケラレタル科目ニ付兒童ノ教育ヲ掌ル訓導ト爲ルコトヲ得

國民學校准訓導免許狀ヲ有スル者ハ國民學校ノ全教科、國民學校初等科准訓導免許狀ヲ有スル者ハ國民學校初等科ノ全教科ニ付訓導ノ行フ兒童ノ教育ヲ助クル准訓導ト爲ルコトヲ得

第八十八條　國民學校養護訓導免許狀ヲ有スル者ハ養護訓導ト爲ルコトヲ得

第八十九條　師範學校長ハ師範學校ヲ卒業シタル者ニ對スル國民學校訓導免許狀ノ授與ヲ地方長官ニ申請スベシ

第九十條　地方長官ハ國民學校教員免許狀登錄簿及國民學校養護訓導免許狀登錄簿ヲ作リ免許狀ヲ授與シタル者ノ氏名其ノ他必要ナル事項ヲ記入スベシ

第九十一條　國民學校教員免許狀又ハ國民學校養護訓導免許狀ヲ有スル者其ノ氏名ヲ變更シ又ハ免許狀ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ書換又ハ再渡ヲ地方長官ニ出願スルコトヲ得

第九十二條　地方長官ニ於テ國民學校令第二十一條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ國民學校教員免許狀又ハ國民學校養護訓導免許狀ノ褫奪ノ處分ヲ行ヒタルトキハ其ノ免許狀ノ種類、氏名、職名及事由ヲ具シ文部大臣ニ報告スベシ

第九十三條　國民學校教員免許狀又ハ國民學校養護訓導免許狀ヲ受ケタル者ノ氏名及免許狀ノ種類ハ地方長官之ヲ公告ス

第二節　檢定

第九十四條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ訓導、養護訓導又ハ准訓導ノ檢定ヲ受クルコトヲ得ズ

一　禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二　破産者ニシテ復權ヲ得ザル者

三　國民學校教員免許狀又ハ國民學校準訓導免許狀ノ褫奪ノ處分ヲ受ケ三年ヲ經過セザル者

第九十五條　檢定ハ之ヲ分チテ無試驗檢定及試驗檢定トシ學力、性行及身體ニ付之ヲ行フ

第九十六條　無試驗檢定ハ臨時之ヲ行ヒ試驗檢定ハ毎年少クトモ一回之ヲ行フ

第九十七條　訓導及准訓導ノ無試驗檢定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付第九十八條乃至第百二條ノ規定ニ對照シテ之ヲ行フ

一　師範學校、中學校、高等女學校教員免許狀、實業學校教員免許狀又ハ高等學校高等科教員免許狀ヲ有スル者

二　高等學校高等科又ハ大學豫科ヲ修了シタル者

三　公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程第一條第三號ノ規定ニ依リ文部大臣ノ指定シタル者

四　文部省直轄學校ニ於テ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者

五　中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者

六　公立私立學校認定ニ關スル規定ニ依リ認定セラレタル學校ノ卒業者、專門學校入學者檢定規程ニ依リ試驗檢定ニ合格シタル者及一般ノ專門學校入學ニ關シ無試驗檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者

七　其ノ他地方長官ニ於テ特ニ適任ト認メタル者

前項第五號及第六號ニ該當スル者ニ對シ本科訓導ノ檢定ヲ行フ場合ハ卒業後二年以上國民學校教育ニ從事シタル者又ハ高等女學校ノ高等科、專攻科若ハ修業年限一年以上ノ補習科ニ於テ國民學校訓導ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者ニ限ル

第九十八條　本科訓導ノ試驗檢定ノ科目及其ノ程度ハ男子ニ在リテハ師範學校本科男生徒、女子ニ在リテハ師範學校本科女生徒ニ課スル學科及其ノ程度ニ準ズ但シ農業、工業、商業及外國語ノ一科目若ハ數科目ハ之ヲ缺クコトヲ得

第九十九條　本科准訓導ノ試驗檢定ノ科目ハ本科訓導ノ試驗檢定ノ科目トシ其ノ程度ハ本科訓導ノ試驗檢定ノ程度ニ準ジ之ヲ斟酌スベシ

第百條　專科訓導ノ試驗檢定ノ科目ハ體操、武道、音樂、習字、圖畫、工作、裁縫、家事、農業、工業、商業、水產、外國語ノ一科目若ハ數科目トス

地方長官ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ前項試驗檢定ノ科目ノ外必要ナル科目ニ付試驗ヲ行フコトヲ得各科目ノ試驗ハ教育ノ大要及受驗科目ノ授業法ヲ附帶セシメ之ヲ行フ

試驗檢定ノ科目ノ程度ハ男子ニ在リテハ師範學校本科男生徒、女子ニ在リテハ師範學校本科女生徒ニ課スル各學科目ノ程度ニ準ズ但シ第二項ノ試驗檢定ノ科目ニ在リテハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官ノ定ムル所ニ依ル

專科訓導ノ試驗檢定ハ國民學校教員檢定委員會ニ於テ修身、國語、國史、數學ニ關シ普通ノ學力ヲ有スト認メタル者ニ非ザレバ之ヲ行ハズ

第百一條　初等科訓導ノ試驗檢定ノ科目ハ本科訓導ノ試驗檢定ノ科目トシ其ノ程度ハ本科訓導ノ試驗檢定ノ程度ニ準ジ之ヲ斟酌スベシ但シ實業、家事、外國語ノ試驗ハ之ヲ缺ク

第百二條　初等科准訓導ノ試驗檢定ノ科目ハ前條ノ規定ニ依リ其ノ程度ハ初等科訓導ノ試驗檢定ノ程度ニ準ジ之ヲ斟

酌スベシ

第百三條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付訓導及准訓導ノ試驗檢定ヲ行フトキハ國民學校教員檢定委員會ニ於テ第九十八條乃至第百二條ノ規定ニ對照シテ試驗檢定ノ科目中一科目又ハ數科目ニ付之ト同等以上ノ學力アリト認メタル者ニ對シテハ其ノ科目ノ試驗ハ之ヲ缺クコトヲ得

一　第九十七條第一項第一號乃至第六號ノ各號ノ一ニ該當スル者

二　國民學校教員免許狀ヲ有スル者

三　國民學校教員講習科ヲ修了シタル者

第百四條　養護訓導ノ無試驗檢定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付之ヲ行フ

一　文部大臣ノ指定シタル學校又ハ養成所ヲ卒業シタル者

二　看護婦免狀ヲ有シ國民學校訓導免許狀ヲ有スル者

第百五條　養護訓導ノ試驗檢定ハ看護婦免狀ヲ有シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付之ヲ行フ

一　高等女學校ヲ卒業シタル者

二　專門學校入學者檢定規程ニ依リ試驗檢定ニ合格シタル者及一般ノ專門學校入學ニ關シ無試驗檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者

三　其ノ他地方長官ニ於テ特ニ適任ト認メタル者

第百六條　養護訓導ノ試驗檢定ノ科目ハ修身、公民科、教育、學校衛生トシ修身、公民科、教育ノ試驗檢定ノ程度ハ師範學校本科第二部女生徒ニ關スル程度ニ準ズ

前條第一號及第二號ニ該當スル者ニ對シテハ修身、公民科、教育ノ一科目又ハ數科目ノ試驗ハ之ヲ缺クコトヲ得

第百七條　試驗檢定ヲ受ケタル者ニシテ其ノ試驗ニ合格セザルモ佳良ナル成績ヲ得タル科目アルトキハ地方長官ハ其ノ科目ノ成績ニ關シ證明書ヲ授與スルコトヲ得

前項ノ證明書ヲ受ケタル者ニシテ更ニ試驗檢定ヲ出願スルトキハ其ノ證明書ニ記載シタル科目ノ試驗ハ之ヲ缺ク

第五章　職員

第百八條　國民學校職員ハ當該學校所在ノ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ地域內ニ居住スベシ但シ學校長ニ在リテハ地方長官、其ノ他ノ者ニ在リテハ學校長ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第百九條　准訓導及國民學校令第十九條ノ規定ニ依リ准訓導ノ職務ヲ行フ者(以下助教ト稱ス)ノ進退ハ地方長官之ヲ行フ

市長又ハ市町村學校組合管理者ハ市又ハ市町村學校組合ノ設置スル國民學校ノ准訓導及助教ノ進退ニ關シ地方長官ニ具狀スルコトヲ得

第百十條　准訓導及助教ノ進退及懲戒處分ニ關スル規程ハ地方長官之ヲ定ム

第百十一條　准訓導及助教ノ俸給旅費其ノ他諸給與竝ニ其ノ支給方法ハ地方長官之ヲ定ム

第六章　授業料

第百十二條　國民學校令第三十六條第二項ノ規定ニ依リ國民學校ニ於テ授業料ヲ徵收セントスルトキハ市又ハ市町村

學校組合ニ在リテハ一月二十錢以下、町村又ハ町村學校組合ニ在リテハ一月十錢以下ニ於テ其ノ金額ヲ定ムベシ但シ第七十一條ノ規定ニ依リ入學スル兒童ニ付テハ市又ハ市町村學校組合ニ在リテハ一月二十錢、町村又ハ町村學校組合ニ在リテハ一月十錢迄ヲ增スコトヲ得

兒童教育事務ヲ委託シタル市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ヨリ入學スル兒童ニ付テハ前項但書ノ規定ヲ適用セズ

第百十三條　特別ノ事情アルトキハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ期間ヲ定メテ前條ノ制限ヲ超エタル授業料ヲ徵收スルコトヲ得

第百十四條　國民學校特修科ノ授業料額ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ之ヲ定ムベシ

第百十五條　國民學校ニ於テハ學年ニ依リ授業料額ニ差等ヲ設クルコトヲ得ズ

第百十六條　貧困ノ爲授業料ヲ納ムルコト能ハズト認ムル者ニ對シテハ管理者ハ授業料額ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

一家ノ兒童二人以上同時ニ國民學校ニ就學スルトキハ管理者ハ授業料額ヲ減ズルコトヲ得

第百十七條　戰爭又ハ戰爭ニ準ズベキ事變ニ際シ公務ノ爲死亡シタル者及一月以上生死分明ナラザル者並ニ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ恩給法ニ依ル恩給又ハ雇員扶助令、傭人扶助令ニ依ル扶助金（療治料ヲ除ク以下同ジ）ヲ給セラレ又ハ給セラルベキ者ノ同一戶籍內ニ在ル子及弟妹ニ付テハ管理者ハ當該事實又ハ扶助金ヲ給セラルベキ事由ノ生ジタル月ノ翌月ヨリ授業料ヲ免除スベシ下士官以下ノ軍人ニシテ戰時、平時ニ拘ラズ公務ノ爲死亡シタル者及一月以上生死分明ナラザル者並ニ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ恩給法ニ依ル恩給

ヲ給セラレ又ハ給セラルベキ者ノ同一戶籍內ニ在ル子及弟妹ニ付亦同ジ

戰爭又ハ戰爭ニ準ズベキ事變ニ際シ公務ニ依リ從軍シタル者ノ同一戶籍內ニ在ル子及弟妹ニ付テハ從軍中管理者ハ授業料額ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

第七章　學務委員

第百十八條　市町村、市町村學校組合及町村學校組合ノ學務委員ハ十人以下トス但シ特別ノ必要アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ數ヲ增スコトヲ得

第百十九條　學務委員ハ左ニ揭グル事項ニ付市町村長、市町村學校組合管理者又ハ町村學校組合管理者ヲ補助シ又ハ其ノ諮問ニ應ジテ意見ヲ陳述ス

一　就學奬勵ニ關スルコト

二　就學義務ノ免除又ハ就學ノ猶豫ニ關スルコト

三　設備ニ關スルコト

四　經費豫算ノ調製ニ關スルコト

五　授業料ニ關スルコト

六　學校基本財產ニ關スルコト

七　分敎場ノ設置廢止ニ關スルコト

八　前後二部ニ分ツ授業ノ實施ニ關スルコト

九　特修科ノ設置廢止ニ關スルコト

第百二十條　公民ヨリ出ヅル學務委員ノ任期ハ四年トス

補闕ニ依リ就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第百二十一條　學務委員ニシテ其ノ資格ノ要件ヲ失ヒタル者ハ當然其ノ職ヲ失フ

第八章　雜　則

第百二十二條　町村制ヲ施行セザル地域ニ於テ國民學校令ニ依リ難キ事項アルトキハ地方長官ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ特別ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第百二十三條　國民學校ニ類スル各種學校ハ國民學校ニ之ヲ併設スルコトヲ得

第百二十四條　國民學校ニ類スル各種學校ノ職員ハ國民學校職員タルベキ資格ヲ有スル者タルベシ

特別ノ事情アルトキハ地方長官ハ前項ノ資格ヲ有セザル者ヲ國民學校ノ職員ニ任用スルコトヲ得

第百二十五條　國民學校ニ類スル各種學校ノ職員ノ進退及懲戒處分ハ准訓導及助教ノ例ニ依ル

國民學校ニ類スル各種學校ノ職員ノ俸給、旅費其ノ他諸給與ニ關スル規程ハ地方長官之ヲ定ム

附　則

第百二十六條　本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第百二十七條　本令施行前文部大臣ノ認可ヲ受ケタル歌詞樂譜ハ第三十六條ニ規定スル文部大臣ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第百二十八條　一學級ノ兒童數ハ第五十條及第六十二條ノ規定ニ拘ラズ昭和十七年三月三十一日迄ハ仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

第百二十九條　本令施行ノ際現ニ存スル市町村立小學校ノ分教場ハ本令ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第百三十條　本令施行ノ際市町村立小學校ニ於テ現ニ前後二部ニ分チテ授業ヲ行フモノニ在リテハ本令ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受ケタル歌詞樂譜ハ本令ノ規定ニ依リ編製シタルモノト看做ス但シ其ノ期間ニ付テハ地方長官ノ定ムル所ニ依ル

第百三十一條　從前ノ規定ニ依リ編製シタル學齡簿ハ本令ノ規定ニ依リ編製シタルモノト看做ス

第百三十二條　本令施行ノ際現ニ在學スル兒童ノ學籍簿ハ仍從前ノ規定ニ依ル

第百三十三條　本令施行前ニ授與シタル小學校教員免許狀ハ本令ノ規定ニ依ル國民學校教員免許狀中之ニ相當スルモノト同一ノ效力ヲ有ス

第百三十四條　本令施行ノ際現ニ市町村立小學校長ヲ兼ネシメラレタル市町村立小學校訓導ノ職ニ在ル者ニシテ國民學校令第五十五條第一項及第二項ニ依リ國民學校訓導ニ任ゼラレタルモノハ當該國民學校ノ學校長ニ補セラレタルモノトス

第百三十五條　市町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ當分ノ內本令施行ノ際現ニ徵收スル授業料額ノ範圍內ニ於テ授業料額ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ徵收スルコトヲ得

第百三十六條　東京市及大阪市ニ於ケル學務委員ノ員數ニ付東京市ニ在リテハ二十五人、大阪市ニ在リテハ二十人迄ニ增ス場合ニ限リ第百十八條但書ノ規定ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第百三十七條　國民學校令第五十八條ノ學務委員ノ任期ハ從前ノ規定ニ依ル任期ノ殘任期間トス

第一號表

教科	科目	第一學年 時數	第一學年 內容	第二學年 時數	第二學年 內容	第三學年 時數	第三學年 內容	第四學年 時數	第四學年 內容	第五學年 時數	第五學年 內容	第六學年 時數	第六學年 內容
國民科	修身	一〇	國民道德	一一	同	二	同	二	同	二	同	二	同
	國語		讀方綴方 話方書方		同	八	讀方綴方 話方	八	同	七	同	七	同
	國史							一	鄉土ノ觀察	二	國史ノ大要	二	同
	地理									二	地理ノ大要	二	同
理數科	算數	五	算數一般	五	同	五	同	五	同	五	同	五	同
	理科		自然ノ觀察		同	一	同	二	理科一般	二	同	二	同
體練科	武道									六	武道ノ簡易基礎動作	六	同
	體操	五	遊戲 體操 衛生	六	同	六	體操教練 遊戲競技 衛生				同		同
	音樂		歌唱 鑑賞 基礎練習		同	二	同	二	同	二	同	二	同

藝能科	習字	圖畫	工作	裁縫(女)	每週授業總時數
	三				二三
	カナ楷書	形象ノ看取表現鑑賞	工作		
	三				二五
	同	同	同		
	三				二七
	同	同	同		
	五(男)	三(女)		二	三一
	同	同	同	裁縫初步	
	五(男)	三(女)		二	三三
	カナ楷書 行書	同	同	同	
	五(男)	三(女)		二	三三
	同	同	同	同	

一時ノ授業時間ハ之ヲ四十分トス

第二號表

教科	科目	第一學年 時數	第一學年 內容	第二學年 時數	第二學年 內容
國民科	修身	二	國民道德	二	同
	國語	四	讀方綴方 話方	四	同
	國史	二	國史ノ大要	二	同

	地理	二	地理ノ大要	二	同
實業科	農業 工業 商業 水産	五(男) 二(女)	農業 工業 商業又ハ水産ノ大要 實習	五(男) 二(女)	同
理數科	算數	三	算數一般	三	同
	理科	二	理科一般	二	同
體鍊科	體操	六(男)	體操 教練 遊戲競技 衛生	六(男)	同
	武道	四(女)	武道ノ基礎動作	四(女)	同
藝能科	音樂	一	歌唱 鑑賞 基礎練習	一	同
	習字	三	カナ 楷書 行書 草書 鑑賞	三	同
	圖畫		形象ノ看取 表現 鑑賞		同
	工作		木工 金工 セメント工 手藝(女)		同
	家事(女)	五	家事一般	五	同
	裁縫(女)		裁縫一般		同
計		三〇		三〇	
增課		三—五		三—五	
每週授業總時數		三三—三五		三三—三五	

增課ノ時數ハ土地ノ情況ニ依リ必要ト認ムル科目又ハ加設科目ニ配當スベシ但シ實業科及藝能科家事、裁縫以外ノ科目ニ付テハ一科目ニ付二時ヲ超ユルコトヲ得ズ

實習ハ本表每週授業總時數外ニ亘リテ之ヲ課スルコトヲ得

男兒ニ在リテハ體鍊科ニ於テ每週凡ソ二時ヲ教練ニ充ツベシ

一時ノ授業時間ハ之ヲ四十分トス

第四號表

學齡兒童氏名		就學	學校名	入學年月日	初等科修了年月日	高等科修了年月日	異動事項	不就學	認可年月日	事由	期間	免除	認可年月日	事由	保護者	氏名	現住所	職業	兒童トノ關係
本籍		國民學校																	
現住所		初等科ノ課程ニ相當スル課程ノ修了年月日																	
生年月日		高等科ノ課程ニ相當スル課程ノ修了年月日																	
性別		國民學校ニ非ザル學校																	

備考　本表中國民學校ニ非ザル學校トハ國民學校令第十一條ニ規定スル學校ヲ謂フ

（表）

氏名		學年	初等科 第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年	第六學年
年月日生		學科及科目						
本籍		國民科	修身					
住所			國語					
			國史					
			地理					
		理數科	算數					
			理科					
		體錬科	體操					
			武道					
		藝能科	音樂					
			習字					
			圖畫					
			工作					
			裁縫					
			家事					
		實業科						
		加設科目						
		教科概評						
		擔任者職氏名						

入學年月日

入學前ノ經歷

修了年月日　初等科　年　月　日　高等科　年　月　日

入學後ノ異動及事由

保護者

氏名	住所	職業	兒童トノ關係

56.7
16

昭和十七年五月二十八日印刷
昭和十七年五月三十日發行

文部省普通學務局 編纂
內閣印刷局 印刷發行

發賣所 內閣印刷局發行課
東京市麻町區大手町
電話丸ノ內(21)三五一—三五九
振替東京 一九〇〇〇

全國各地官報販賣所
全國各地主要書店
定價十五錢

（裏）

學年	事項	高等科 第一學年	高等科 第二學年
初等科 第一學年	性行概評		
初等科 第二學年			
初等科 第三學年			
初等科 第四學年			
初等科 第五學年			
初等科 第六學年			
高等科 第一學年			
高等科 第二學年			
初等科 第一學年	身體ノ狀況及其ノ所見		
初等科 第二學年			
初等科 第三學年			
初等科 第四學年			
初等科 第五學年			
初等科 第六學年			
高等科 第一學年			
高等科 第二學年			
初等科 第一學年	出席日數		
初等科 第二學年	缺席日數 病氣		
初等科 第三學年	缺席日數 事故		
初等科 第四學年	忌引日數		
初等科 第五學年	出席及缺席ニ對スル概評		
初等科 第六學年	家庭・環境		
高等科 第一學年	志望及其ノ所見		
高等科 第二學年			

56
164

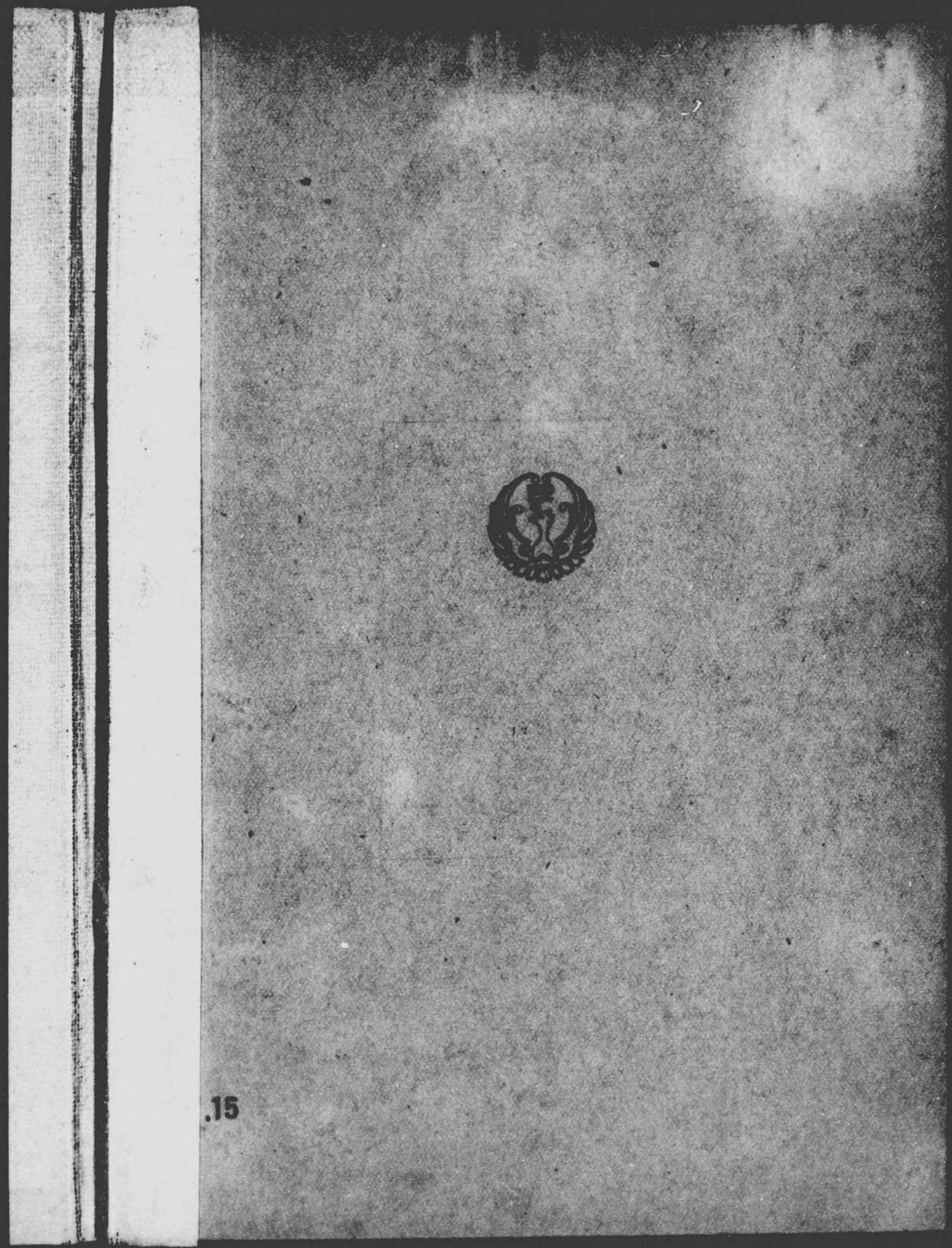

.15